鳥取城調査研究年報

第16号

2023.3

鳥取市教育委員会

鳥取城調査研究年報
第16号

例　言

１．本年報は、令和４年度の史跡鳥取城跡附太閤ヶ平にかかわる調査研究成果の報告書である。

２．本書の編集は、坂田邦彦（鳥取市教育委員会文化財課文化財専門員）が担当した。

目　次

【報告１】

「鳥取城の蝶紋瓦」　　坂田邦彦

はじめに …… 1

１．蝶紋詳細 …… 1

２．蝶紋の変遷 …… 13

おわりに …… 16

【報告２】

「寛延二年幕府国目付の来藩と鳥取城・米子城」　　大嶋陽一

はじめに …… 1

一．寛延二年の国目付派遣 …… 1

二．鳥取城の見分と問答 …… 2

おわりに …… 2

【資料１】「御国目付日記草案」寛延二年（一七四九）二月十四日ゟ同十二月二日迄（鳥取藩政資料643） …… 3

【資料２】「御国目付衆寛延二巳年被来候節御両国之諸事尋并御答書抜也」（鳥取藩政資料647） …… 11

鳥取城の蝶紋瓦

坂　田　邦　彦

はじめに

鳥取城整備復元計画に伴う発掘調査調査は令和４年現在59次を数え、その間膨大な数の遺物が出土し、その大半を占めるのが、当時屋根に葺かれていた瓦である。出土瓦のうち軒丸瓦の文様ををみると、揚羽蝶紋の多さとバリエーションの多さが目に付く。笵型を用いて造られた揚羽蝶紋軒丸瓦は現在までに25型を確認しており、全形こそ不明ながら、これらとは別に数型存在することが分かっている。

揚羽蝶紋は池田家の家紋として知られた存在ではあるが、同じ池田家の城である岡山城をみても、瓦への使用は、ある一時期に限られたもので、主体的に用いられた文様とは言い難い状況にあり、鳥取城との違いは明らかである。

慶長５年(1600)関ヶ原の戦い後、宮部氏に代わり６万石で入った池田長吉に始まる城郭及び城下の整備は、元和３年に姫路より入った池田光政の下、因幡・伯耆の32万石の中心として進み、寛永９年(1632)その光政との国替えで岡山より入った池田光仲の半世紀にわたる治世の間、絶え間なく続いていたことからも造瓦の契機は常にあり、その中で蝶紋が積極的に選択されて行ったと考えられる。

以前の検討[1]で、17世紀の前半代にあっては必ずしも蝶紋主体ではなく、ある程度の巴文も併せて使用されていたことが分かったものの、17世紀半ば頃まで建てられた、鳥取城山下ノ丸の最高所に位置する天球丸三層櫓に葺かれたとみられる瓦は巴文を含むも、蝶紋主体となることがわかった。16世紀末の瓦使用開始後、巴文主体→巴文＋蝶紋併用→蝶紋主体と変遷したとみられる。文政８年(1825)になり幕府より葵紋の使用が認められると一定の数は使用されるも、蝶紋主体のまま幕末を迎える。

本来で有れば、全種の瓦を比較したいところではあるが、紙面の都合上、本稿では蝶紋のみを扱い、その文様形態を概観し、変遷を明らかにしたい。

１．蝶紋詳細

以下にそれぞれの型について説明する。面径、文様区径に続く、軒丸・鳥衾・鬼とは同じ瓦当を有するもののうち、確認できた種類を記載し、最後の個数は第53次調査および2020年度までの表採、寄贈資料内の数である。

（１）燻瓦

蝶紋各部の名称は図１の通りである。文様の配置は蝶２～６は向かって右を向くが、それ以外は左を向く。４枚の翅は左向きの場合、左から前翅・前翅・後翅・後翅、右向きの場合はその逆となる。これら４枚の翅の名称については、便宜上、左側の翅から順に翅１から４と呼ぶこととする。

現状25型を数えるの蝶紋の内、19型は向かって左向きであり、この場合、翅３となる後翅は尾状突起のみが表現される。翅には斑紋と奥側の後翅を除く３枚の翅には脈がみられ、便宜上、縦方向の直線的な脈を縦脈、横方向の波形を横脈と呼ぶこととする。蝶12型までは年報12号での報告に加筆・修正したものである。蝶の形態をみると、蝶１～６までは飛び蝶、蝶７も飛び蝶とみられるが、蝶８以降は止

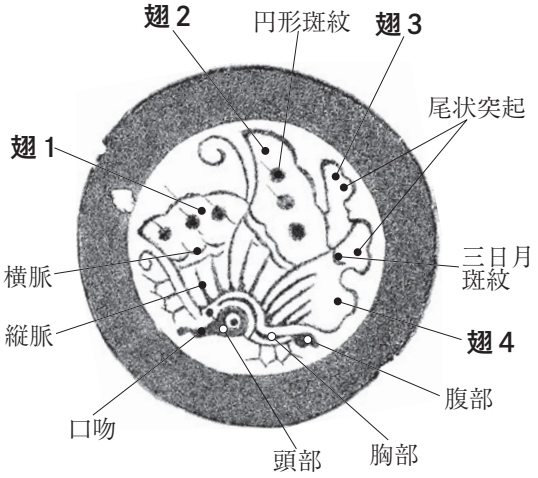

図1　各部の名称

り蝶となる。

なお、蝶１～25の番号は必ずしも新旧関係を表すものではない。蝶番号の後にある（旧Ａ～Ｉ２）としたアルファベットは当初につけた型番号[2]であったが、軒平瓦とあわせ多くの型を確認したため、数字に改めた[3]。

①蝶１（旧A）

面径15.7㎝、文様区径10.8㎝、軒丸、47個。他の蝶と比べて形態が若干異なる。他の蝶の翅は外湾し、丸みを帯びるのに対し、内湾することから全体的に細く尖り、翅全体で左を向く。円形斑紋の数は前翅が３つ、後翅が２つ、翅内を横断する横脈は波形ではなく直線となる。頭部は珠文のような単純な形で、口吻は長く、二重に巻き込み付根付近の左右に小さな点状の眼を配す。ハの字に広がる触覚は、腹部を大きく巻き込みながら続き、脚は翅と腹部から３本ずつ伸びる。焼成時の焼歪みや収縮率の違いからか、面径・文様区径にバラつきが目立つ。焼成は軟質が多く、若干硬質なものを含む。

②蝶２（旧B）

面径16.5㎝、文様区径11.8㎝、軒丸・鳥衾、31個。

向かって右を向く。円形斑紋の数は、左の翅から順に３・３・５・４となり、横脈は以降の蝶に共通で波形となる。頭部には大型の目が対を成し口吻はJ字形触角は左右に開く。小さく屈折する脚は前翅および胸部から伸びる。焼成は軟質が多く、若干硬質なものを含む。

③蝶３

面径16.6㎝、文様区径11.7㎝、軒丸、23個。面径や文様の外形など個別部位では蝶２と共通する点が多数あることから、改笵の可能性も考えられるが、文様全体を比較すると配置が大きく異なっており、共通の笵傷を見つけることもできなかったため、ここでは別笵として扱った。

向かって右を向き円形斑紋の数は、左の翅から順に３・３・４・４となり、横脈は以降の蝶に共通で波形となる。頭部には大型の目が対を成し口吻はJ字形となる。小さく屈折する脚は前翅および胸部から伸び、右中脚・後脚は途中で分岐し逆Ｙ字となる。本来は全脚逆Ｙ字であったとも考えられるが、この２脚以外には判然としない。

蝶２との共通点と相違点とを左から順に翅毎に挙げると、１枚目の後翅は外形、斑紋とも同じであるが、一番上の斑紋が不明瞭となる。縦脈は同じ位置ではあるが直線状となる。２枚目の後翅は、外形が変わり、３枚目の後にあったものが前面に出て、斑紋の位置も変わる。３枚目の前翅は、２枚目に覆われたため上端にある翅先の突起のうち左端の１つがなくなるものの外形はほぼ同じ、斑紋は右端の１つが無くなるものの他４つは同じ位置にある。一方脈の形は全く異なり、縦脈が短くなり、本数も１本増えて４本となる。４枚目の前翅は形、文様ともに同じである。焼成は軟質である。

※２－３中間形態

４点ではあるが、４のような中間的な形態が見つかっている。３枚目の翅をみると円形斑紋は蝶２と同じ位置に５つが確認できるが、脈は蝶３同様短い形となる。

天保期に書かれた『藩邸考』[4]には松ノ丸にて掘り出された瓦としてこの瓦の拓本を載せている。これをみると、掲載拓本の欠けた部分に円形斑紋がもう一つ加え計６珠となっている。現状これ以上の検討はできないが、数の増加を待って新型を設定する可能性がある。このように、別笵とすると、僅かに間隔の異なる斑紋の位置を合わせることが可能かどうか疑問が残り、一方、改笵を想定したならば、かなり範囲を更新したこととなる。

④蝶４（旧B）

面径16.2㎝、文様区径11.1㎝、軒丸・鬼・鳥衾、60個。向かって右を向く。円形斑紋の数は左の翅から順に３・３・４・４、縦脈の数は２・３・２となる。２・枚目の後翅の先端が尖り、３枚目の前翅の先端は文様区の端と接する位置まで伸びる一方、下方には空間が残る。頭部は楕円形となり頭部から離れ、左右に小さな眼を配した海老状の顔を持つ。横顔ではなく、俯瞰する形が特徴的である。右脚は前脚が胸部、中・後脚は１枚目の翅から伸びる。内縁部の内側には段が付くものが多く見られることから、笵の縁が損傷したと考えられ、このため外縁部の幅には広狭がある。焼成は軟質である。

⑤蝶５

面径15.6㎝、文様区径10.7㎝、軒丸、22個。向かって右を向く。円形斑紋の数は左の翅から順に３・３・４・４、縦脈の数は２・２・４・２で、２枚目の後翅内に脈が残るのが特徴である。３・４枚目の円形斑紋は翅の上縁近くにあり、脈も近い位置を走る。楕円形の胸部に楕円形の頭部が付き、左右に小さい眼が配され、口吻は巻き込む。顔は蝶４同様、海老状となる。脚はくの字に屈曲し、右脚は胸部から２本、翅の付け根付近から１本が伸びる。腹部および上部の翅との間には縦方向の笵傷が残る。焼成は軟質である。

⑥蝶６

面径15.6㎝、文様区径10.6㎝、軒丸・鳥衾・鬼、76個。向かって右を向く。斑紋の数は左の翅から順に３・３・４・４、縦脈の数は２・３・２となる。２枚目の翅の円形斑紋は、縦方向の笵傷によりつながったような形となる個体が目立つ。脈は全体的に太く、３枚目の縦脈は直線となる。胸部は大部分が翅の外に出て、楕円形の頭部が付き、左右に小さな眼を配し顔は海老状となる。脚は左脚は直線、右脚はくの字に屈曲し、１本が頭部、２本が胸部から伸びる。腹部は、翅から離れ独立する。焼成は軟質が多く、若干硬質なものを含む。

⑦蝶７（旧Ｃ）

面径16.0㎝、文様区径11.3㎝、軒丸・鳥衾・鬼、84個。蝶６までの形とは大きく異なり、蝶８以降に共通する文様配置となる。円形斑紋は基本的に前翅だけとなり、後翅には尾状突起が出現し、触覚は上下に配され、上は翅２、下は翅１の脇から出て、先端を巻き込みながら伸びる。しかし、新たな文様配置となるも、蝶８以降の定型化した止り蝶とは形態を若干異にするのがこの笵であり、脚の位置や一体的な胸部と腹部は以降の蝶と同様ながら、翅より離れた胸・腹部と直線的に伸びる脚、４つの円形斑紋等はそれまでの蝶に繋がる配置である。文様表現は細やかで、円形斑紋の下には三日月斑紋を二重に配し、尾状突起にはＶ字形の斑紋がみえる。翅は丸みを持ち、縦脈は順に２・３・４本で横脈下には溝が入り、２重となる。胸部と腹部が一体的となり、腹部とみられる部分には下部に小さな切込みを２つ入れて境としている。また、それまでのくの字状の脚とは異なり、先端付近で二股に分かれ逆Ｙ字状となる。楕円形の頭部の脇には右眼があり、円形の凹地の中に小さな突起がみられるが、右眼は判然としない。口吻はＳ字状であり、先端を小さく巻き込む。中央に位置する翅２が最も大きく最前面にあり、翅４はその下にある。焼成は硬質なものを一定量含むが、多くは軟質である。

⑧蝶８（旧Ｄ）

面径15.5㎝、元文様区径11.0㎝、軒丸、５個。数が少なく、判然としない部分も多いが、定型化した蝶紋である。縦脈の数は順に２・２・４、円形斑紋の数は、３・３で、明確に切り分けられてはいないが、翅４が２の上に来るのが特徴である。頭部には、同じ大きさの眼が並列し、口吻は短く巻き込む。触覚は上下にあり、上は翅１の上縁から翅２沿いに伸び、下は頭部から出て翅１と並行して伸びる。胸部、腹部の区別はなく、基部全体が太く続き、そこから逆Ｙ字状の脚が伸びる。一方右脚は、人字状となり、触覚から派生する。文様区の端部を工具等で調整するため、縁沿いに凹みが廻る。

⑨蝶９（旧Ｄ）

面径15.5㎝、文様区径11.0㎝、軒丸・鬼、22個。蝶８の改笵であり、左脚が更新され、大きく屈折させ山形とすることで、胸部が省略され、下部に切込みを持つ腹部だけが残る形となる。これにより、直上にある翅４の下部は、大きく波状に抉り込まれ、段差が残る。屈曲した脚を描き、腹部の端部だけを残す表現方法は、この後に出てくる蝶の基本的な姿でもある。蝶８では不明瞭であったが、翅１の１本目の縦脈は、横脈を僅かに突き出る。尾状突起はハート形をし、翅４が２の上に乗る。両眼の中心には、針穴程度の小さな点がみられ、頭部の上には半月状の胸部の名残のような部位がみられる。人字状の右脚は、触覚から伸びるが、一部の個体には、これを突き抜け翅１とつながるものも存在する。文様区の縁を回る調整痕は顕著であり、離型後にこれを行っていることがわかる。焼成は軟質である。

⑩蝶10(旧D)

面径15.7cm、文様区径11.4cm、軒丸、12個。翅１・２ともに小振りな円形斑紋の数は３つ、縦脈は順に２・２・４本で横脈は二重となる。翅の前縁は、上方でほんの僅かに反り、先端は尖り気味となる。翅４は、中央に位置する翅２よりやや大きく、段差をつけてに最前面に出るようになる。縦脈は立体的であり、翅４の尾状突起の付根部分の左右は大きく抉られる。頭部の上側には溝が入り、切り離された形となり、腹部には２条の切れ込みがみられる。左脚は屈折した後、下方へ直線的に伸び、逆Ｙ字状となる。右脚は人字状で、触覚から派生する。両眼の中には離型後に点状の刺突がなされる。蝶９同様、文様区の縁を一周調整する個体が顕著である。焼成は軟質である。

⑪蝶11(旧J)

面径15.0cm、文様区径11.0cm、軒丸・鬼・鳥衾、54個。見た目は蝶10と全く同じであるが、踏み返しによる後世の別笵として考える。縦脈は順に２・２・４本で横脈は二重となる。蝶10との違いとしては、翅４内の脈が緩やかにカーブする点と、頭部と翅とを区切る溝の後ろに、不明瞭ながらもう１条溝が走り２重となる点がある。面径、文様区径はやや小さく、蝶10をトレースし重ねると差異が大きいが、細片では判断が付き難く、未分類のものが多数残る。

焼成は堅緻で、火襷状の変色がみられる個体が多く、「寛政四年」(1792)銘を持つ鬼瓦の出土がある。

⑫蝶12

面径15.9cm、文様区径11.0cm、軒丸、７個。蝶17の改笵とみられ、向かって右側、頭部から翅４にかけてを大きく更新する。改笵により翅２上に重なる翅４との位置が逆転したことにより、バランスが悪く見た目に違和感が残る。出土数が少なく、笵の上部が確認できていないため尾状突起付近の形は不明である。縦脈は順に２・２・５本で、横脈は二重となる。大きな円形斑紋を持つ。焼成は軟質である。

⑬蝶13

面径16.0cm、文様区径11.0cm、軒丸、６個。類例は少なく全形は不明な部分が多い。縦脈は順に２・３・□である。脈が太く平坦な線で表現されるのが特徴で楕円形の頭部を持つ。右脚は触覚を突き抜け翅から派生する。

⑭蝶14(旧E)

面径15.2cm、文様区径10.5cm、軒丸・鬼・鳥衾、83個。城内あらゆる地点から出土する型の一つである。左眼は頭部の大半を占め、円形斑紋の下には半月状の斑紋が２つ重なり、尾状突起上にもＶ字形の斑紋が２つ重なる。翅は丸みを持ち、縦脈は順に２・３・６本で横脈下には溝が入り、２重となる。翅４の縦脈は直線とＹ字状とが交互に並ぶ。胸部は省略され、腹部は大きく２つの切込みが入る。顔脇より伸びる触覚の下に並行して線が走り、右脚はそこから派生する。文様の細やかさや配置は蝶７に共通するところがある。文様の中央付近で縦方向に笵傷がみられる個体が、みられない個体より多く存在することから、早い段階で入った傷であろう。色調は灰色で硬質なものも多くみられる。

⑮蝶15(旧F)

面径15.3cm、文様区径11.4cm、軒丸・鬼・鳥衾、117個。出土数は２番目に多く、文様を陰刻するのが特徴である。翅の縦脈は順に２・２・５本で横脈は二重線、円形斑紋下にも二重線が入る。尾状突起内は長細い文様が入る。屈折した脚を持つも胸部は省略されないが、２つに分割され、腹部とあわせ３室となる。頭部内には大型の左眼を配す。翅２上部付近には横方向に笵傷が入る個体が入らないものより多いことから早い段階で入った傷であろう。基本的に焼成は堅緻で硬質である。

⑯蝶16

面径16.3cm、文様区径11.6cm、軒丸、１個。伝製品として１点のみ存在する。蝶15同様に文様を陰刻するのが特徴である。翅の縦脈は順に２・２・５本で横脈は二重線、円形斑紋下にも二重線が入り、尾状突起内の文様など、蝶15との共通点も多いが、線描きの蝶15に対し、翅１・２内の縦脈は通常の文様同様立体的に描かれている点、頭部が大きくなる点、腹部が脚により省略する点などに違いがある。頭部内にある大型の左眼上には離型後の刺突がみられる。

⑰蝶17(旧G)

面径15.9cm、文様区径11.1cm、軒丸・鳥衾、38個。

比較的多く出土する。蝶12の元笵とみられる。翅の縦脈は順に２・２・５本で横脈は二重線となる。円形斑紋は中央がやや窪み、翅４内にも３つ配されており、縦脈がこれを貫通するのが特徴である。翅４から伸びる尾状突起は付根部分が極めて細くハート形となる。また、胸部と腹部の区別がなく一本線となり、翅４上に配される。蝶12と合せ、焼成は大半が軟質焼成で文様は不明瞭である。

⑱蝶18(旧H)

面径14.8㎝、文様区径10.6㎝、軒丸、28個。城内各所より出土する。翅の縦脈は順に３・３・３本で、これまでの波柄の横脈は逆転し連弧状となる。翅下の触覚や翅１・２内の縦脈は直線的となり横脈手前で途切れる。翅３の縦脈の先端は二分されるが、V字状とはならず、半円形が取りついた刺股状となる。口吻は大きく巻き込み先端を玉留めする。同じ大きさの眼が並列するのが特徴で、顔は正面を向いたような配置である。眼の中央部は離型後に刺突されていることから、位置に個体差がみられる。正面右方に斜め方向に走る笵傷を持つ個体が多くある。焼成は比較的堅緻である。

⑲蝶19

面径15.1㎝、文様区径11.0㎝、軒丸・鳥衾、７個。並列する大きな眼とそこから伸びる逆つ字の口吻が特徴的で、翅の縦脈は順に５・５・５本と最大で、翅１・２内の脈は長短が交互に並び、翅４の１つは先端が三日月状に分かれる。翅１・２の前翅前縁は翅頂に向い反りを見せるようになり、翅３はほぼ隠れてしまい尾状突起のみがわずかに出る。横脈は波形となり、円形斑紋下には三日月状の斑紋が付く。しっかりとした太い左脚は外方へ開き、腹部は文様区際に何とか収まる位置に配される。

⑳蝶20(旧I1)

面径15.6㎝、文様区径11.2㎝、軒丸・鬼・鳥衾、94個。３番目に多い出土数である。文様の起伏が大きく立体的な造りとなるも、文様は抽象化し、蝶らしさは失われて行く。縦脈は順に２・２・４本で横脈は二重線、翅４の尾状突起の付根に三日月斑紋が入る。翅１・２の前翅前縁の反りが顕著となる。縦脈は線描きではなく、断面形が波型となり、翅端部がやや盛り上がった立体的なつくりとなる。頭部はドーム状に盛り上がり、真っすぐ短く伸びた口吻の先端の巻き込みは玉状となる。脚はY字状となり、左脚は山形であったものがL字に屈折するようになる。左目は離型後に刺突したものである。翅４と左脚との間に線が入り、先端にはハート形の腹部が取り付く。文化或いは文政年間作を表す「文□」(□には干支)の刻印を持つものが散見される。文様を横断する笵傷が次第に増加し、最終的には傷だらけとなる。基本的に硬質である。

㉑蝶21

面径15.2㎝、文様区径10.1㎝、軒丸・鳥衾、４個。出土数は少なく、文様は蝶20と共通する部分が多い。縦脈は順に２・２・４本で横脈は二重線、翅４の尾状突起の下部に三日月状の斑紋が入り、翅１・２の前翅前縁は反る。翅４と左脚間には胸部を表現したとみられる線が入り、先端の腹部は２つに分割される。蝶12と同様、翅４は翅２の上に被る表現のまま、実際は下になるため、違和感が残る。円形ドーム状の頭部とそれを囲う円が配され、口吻先端の巻き込みは玉状となる。左脚の屈折は蝶20のそれとは逆で外側へ向け逆L字となる。円形斑紋は断面凸形とはならず、円形に刺突されるのが特徴であるが、離型後の刺突ではなく、型によるものである。点数が少ないため明確ではないが当型については、左目の刺突もまた、型による可能性がある。

㉒蝶22

面径15.2㎝、文様区径11.0㎝、軒丸、２個。現状２点のみの確認である。縦脈は順に２・２・４本で横脈は二重線、翅４の尾状突起の下部に三日月斑紋が入るが、横脈は唯一の三重である。翅１・２の前縁はそれほど反らず、翅４の尾状突起の付根部はそれほどくびれがない。円形ドーム状の頭部とそれを囲う円がみられ、管の無い玉状の口吻が直接頭部に取りつく。翅４と左脚間には腹部に繋がる線が入る。右眼は型により整形されるが、左眼とともに離型後小さな円形の刺突を施す。

㉓蝶23(旧I2)

面径15.6㎝、文様区径11.1㎝、軒丸・鬼・鳥衾、152個。出土数は最多で、城内各所どの地点からも

蝶1（旧A）

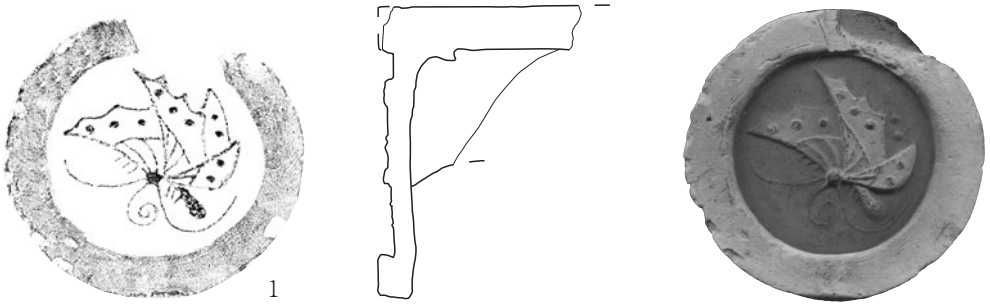

蝶2（旧B）

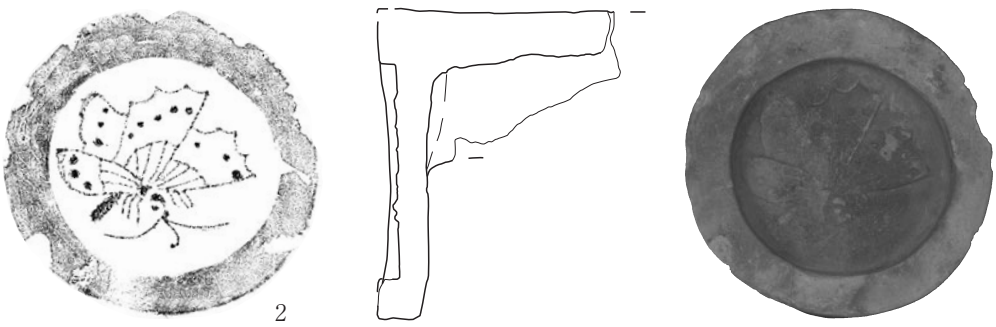

蝶3

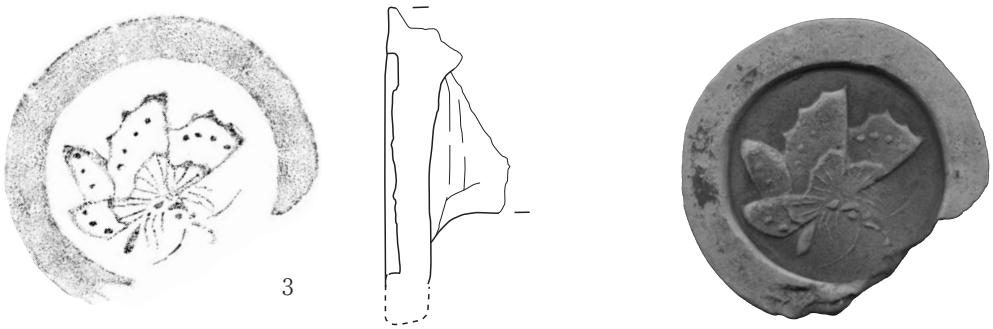

蝶3（2-3中間）

蝶4（旧B）

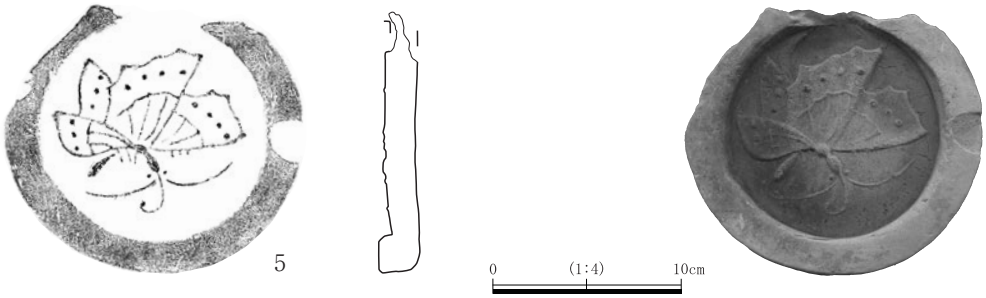

図2　蝶紋軒丸瓦1

蝶5

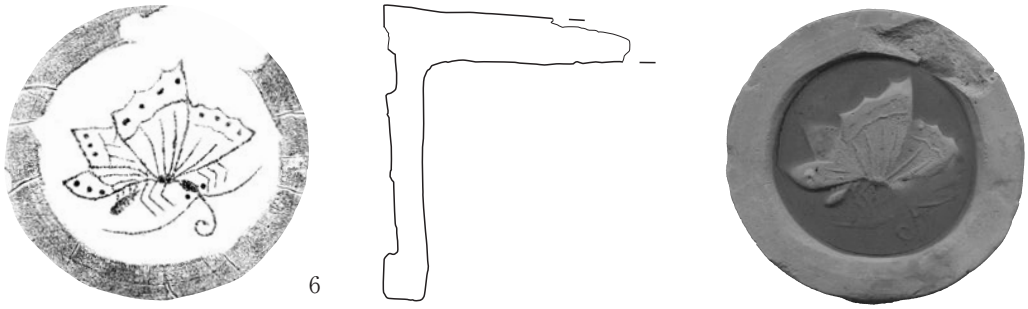

蝶6

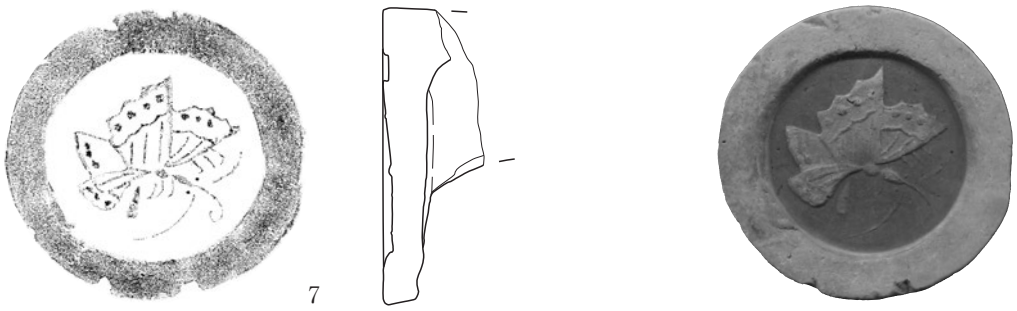

蝶7（旧C）

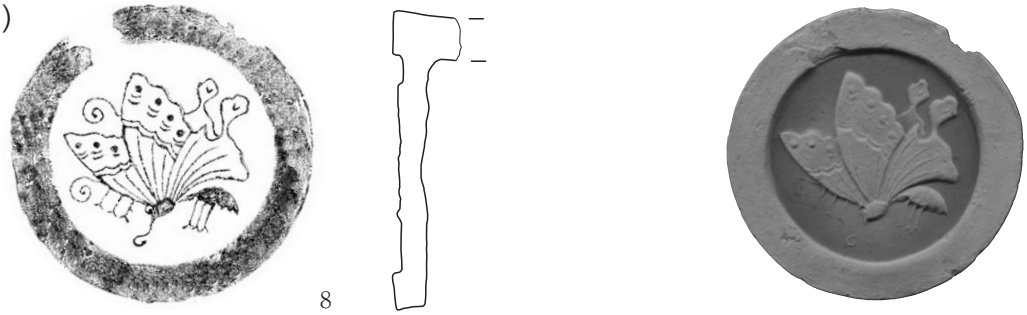

蝶8（旧D）

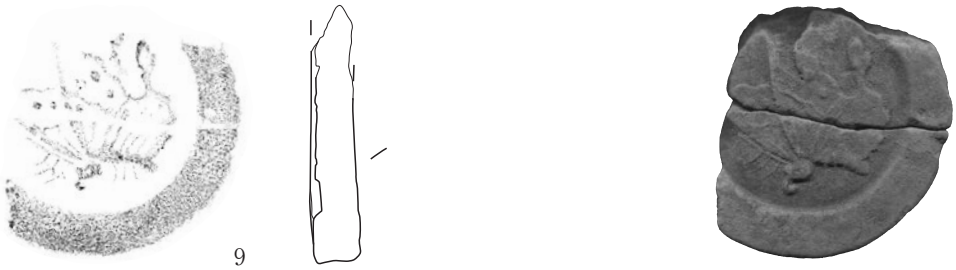

蝶9（旧D）

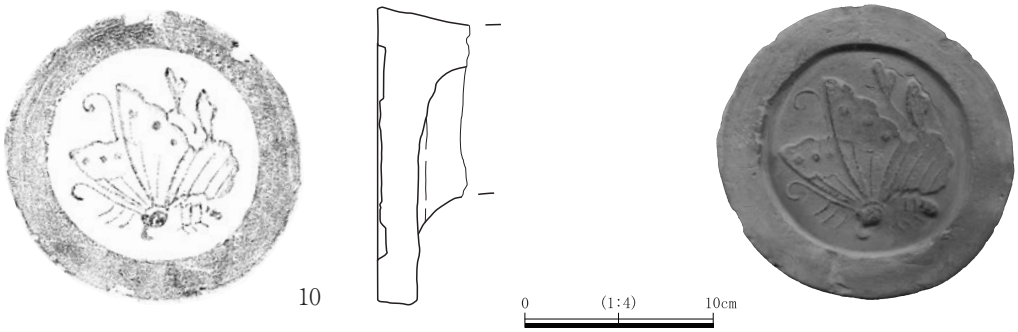

図3　蝶紋軒丸瓦2

蝶10(旧D)

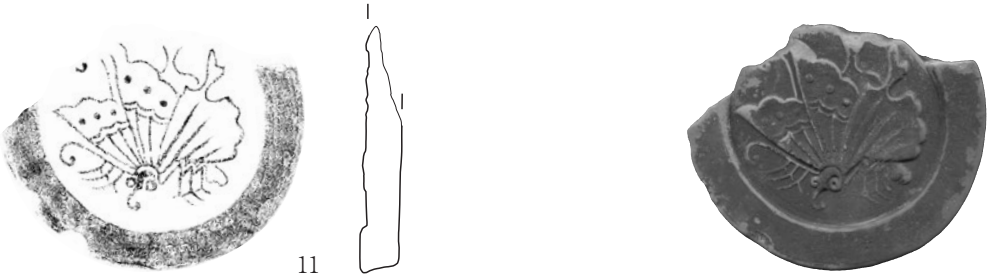

蝶11

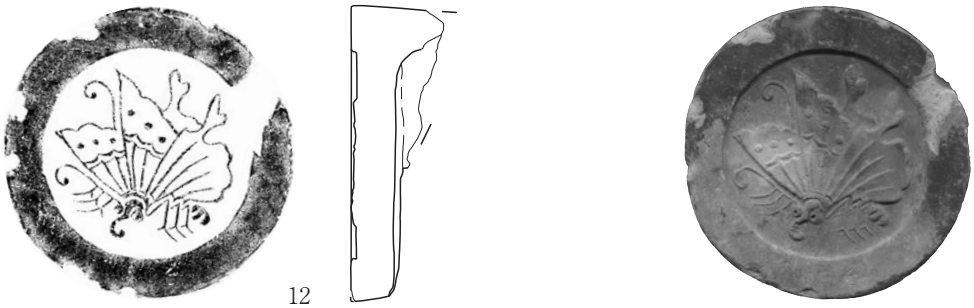

蝶12(旧D)

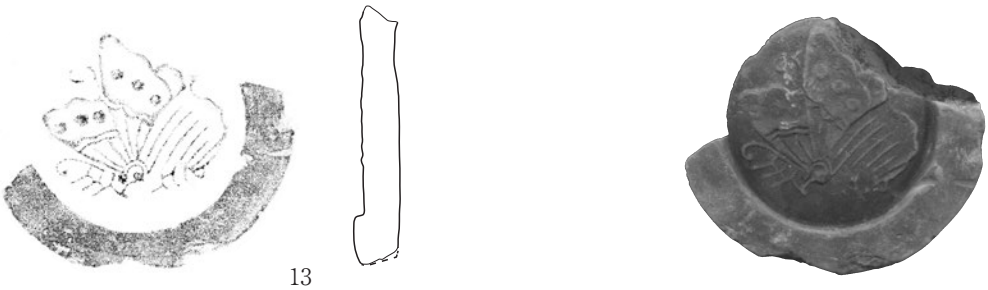

蝶13

蝶14(旧E)

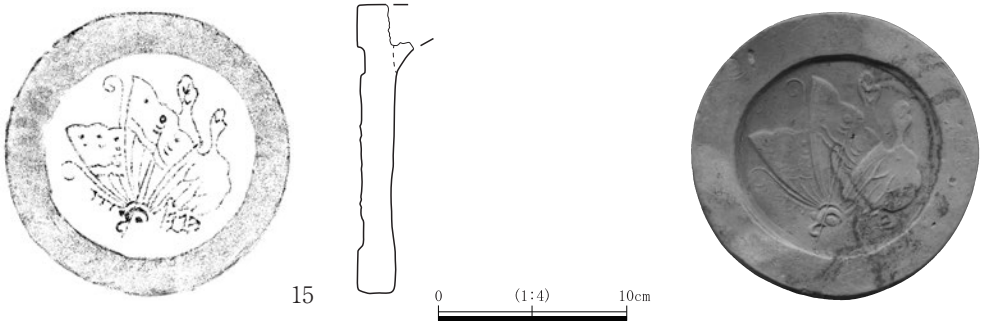

図4　蝶紋軒丸瓦3

蝶15(旧F)

16

蝶16★

17

蝶17(旧G)

18

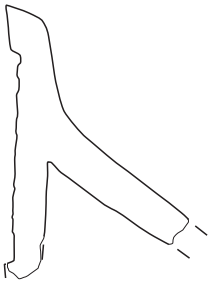

蝶18(旧H)

19

蝶19

20

0 (1:4) 10cm

図5　蝶紋軒丸瓦4

蝶20(旧I1)

21

蝶21

22

蝶22

23

蝶23(旧I2)

24

蝶24

25

0 (1:4) 10cm

図6　蝶紋軒丸瓦5

蝶25

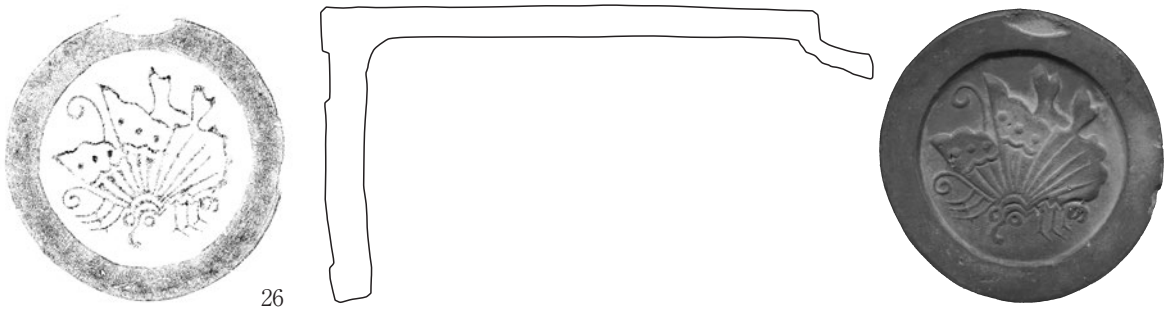

26

釉1

27

釉2

28

釉3

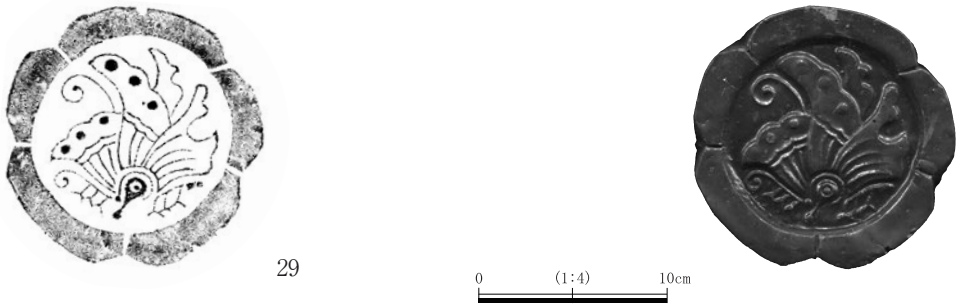

29

図7　蝶紋軒丸瓦6

出土する。縦脈は順に２・２・４本で横脈は二重線、翅４の尾状突起の付根部分にくびれはみられず、三日月斑紋が入る。翅１・２の前縁は反り、翅４と左脚との間には、胸部を表現したとみられる腹部へ繋がる２本線が入り、下側の線からは逆Ｙ字状の左脚が派生する。翅の立体感は増し、外縁の立ち上がりが高くなる。円形ドーム状の頭部からは緩やかにカーブする口吻が伸びる。頭部の周りには陽刻の線ではなく、陰刻の二重線がみられる。右眼は元々小さく型作られているが、大半でうまく現れていない。左眼部分には円形斑紋状の僅かな盛り上がりがあり、離型後に円形刺突を施すが、円形にも２種類あり、また刺突を行わず、盛り上がりを残したままの個体もある。斜め方向の笵傷が次第に増し、傷だらけとなるまで使用され続けていることが分かる。「天申」(天保７年(1836))の刻印や、嘉永とみられる記銘瓦がみられる。硬質なつくりである。

㉔蝶24

面径15.3㎝、文様区径11.4㎝、軒丸・鬼、４個。縦脈は順に５・５・４本で、翅１・２内は長短を付け、横脈は線描きではなく三日月を３つ連ねた形となる。翅４の尾状突起の付根はくびれが無く、翅４内の一本長く伸びる縦脈の先端には三日月状の斑紋が取りつき刺股状となる。顔は数字の９のような形となり口吻の先端は僅かに玉となる。翅４の下部は不明瞭で、頭部より伸びる線は僅かながら立体的な節がつき胸部を表現しているようであり、先端の腹部は完全に抽象化され唐草状に二手に分かれる。右脚は人字状となり、左脚は肉厚に表現される。頭部周りは明確な線囲いではなく、溝を作り区画する。右眼は型作りされているが明確ではなく、左眼は離型後に刺突される。「嘉寅」(嘉永７年(1854))の刻印を持つ個体がある。

㉕蝶25

面径15.6㎝、文様区径11.5㎝、軒丸、１個。鳥取城で使用されていたと伝わるもので、この１点のみの残存である。蝶12に極めて近い印象を受けるが、触覚の巻き込み方や尾状突起の形状など、詳細に観察すると改版とは言えない違いが多く、別笵と考えられる。

(２)釉瓦(赤瓦)

19世紀の初頭、藩の振興策により各地で開窯が相次いだ。石見の技術を導入した作陶とあわせ施釉瓦(赤瓦)も多く焼かれた。耐火性や凍み割れに強い赤瓦は急速に広まり、文政期には城下で一般化していたとされる。しかし、来待釉を用いた均一な色調とつくりを見せる石州瓦に比べ、当地の赤瓦は同笵品であっても個体毎に発色に違いがある。現存する当該期の赤瓦屋根をみるとモザイク状となるのが特徴である。また、文様が隠れるほど厚く釉がかかるものも多くみられる。一方城内をみると、赤瓦の出土は決して多くはないが、燻瓦に混ざり時折出土する。全面赤瓦葺きの建物を想定するほどの出土はなく、燻瓦間に挿されていたような出土状況である。少ない出土例をみると蝶紋が散見され、その文様は燻瓦に類似する。以下では３種の蝶紋施釉瓦について概観する。

①釉蝶１

文様は蝶11に類似するも、文様区径とともに文様もやや小さくなる。明らかに蝶11を写したものであるが詳細な大きさや位置関係が異なることから、焼成時の縮みではなく別笵である。縦脈は順に２・２・４本で横脈は二重となる。翅１の翅頂へ向い厚みが増し立体的となる。円形斑紋はいずれも小型で、蝶11の腹部が切込みで表現するのに対し、窪みを並べて表現する。また、頭周りを凸線でなく凹線で囲う点に違いがある。眼は離型後に刺突する。

②釉蝶２

蝶23に類似する。尾状突起の付根付近の三日月斑紋はないが、その他の諸特徴は蝶23と同様で、縦脈は順に２・２・４で横脈は二重である。蛇行しながら伸びる口吻や円形ドーム状の頭部に眼を刺突する点や、頭部を囲う線が三日月状となる点などが類似するが、笵傷の方向も異なることからやはり別笵である。

③釉蝶３

確認されている３点は鳥取藩の分知家である東館の瓦で、軒丸瓦の瓦当を離型後に整形し切込みを入れ五弁とするのが特徴である。燻瓦より一回り小さく、直接繋がる型はないが翅の形は蝶21に、頭部の

形は蝶20に似る。縦脈は順に３・２・４本で横脈は二重である。頭部への刺突は中央付近に大きく行われ、右眼が触覚付近の低い位置にあるため、横並びとならずアンバランスな印象となる。左脚は屈折せず胸部を現すとみられる横線から派生し、腹部に膨らみはみられない。翅の反りは全笵のなかで最大であり。文様の形骸化が著しい。

２．蝶紋の変遷

幕末期の鳥取城を復元する整備計画に併せ実施されている発掘調査で直角は、基本的に幕末期面までの調査とし、旧層まで掘り下げないことから、層位的に瓦の新旧関係を明らかにすることには限界がある。旧面を調査した過去の調査から得られた資料を笵別に集計したのが表１である。そのうち城郭がほぼ全焼した享保５年(1720)の石黒火事に伴う層に含まれる文様は蝶１～10であり、蝶８と蝶９を同笵として併せて数えると全型が一定数出土し、中でも蝶７は特に多いことがわかる。一方、蝶11以降をみると、笵毎に違いがあり、蝶14・15・20・23が多く、蝶11・17(12も)・18が続きその他は少ない。その他については、今後ある地点より集中的に出土する可能性も考えられるが、現時点では広く使用された型ではないと言える。主流となる型とそうではない型が存在するようである。

鳥取城の歴史上、石黒火事が与えた影響は極めて大きかったと言え、城郭の焼失により瓦類も一旦リセットされ、火事後の復興事業にあわせ葺き直されている。以下では火事を境とした前後２時期と、刻印により判別可能な19世紀以降の計３時期に分けて瓦を概観する。

(１)17世紀～享保５年(1720)石黒火事まで

池田長吉の６万石に始まり、光政入府により32万石となると、あまりに手狭な城郭および城下の整備が喫緊の課題となり、急ピッチで進められた。しかし、工事は光仲期になっても続き17世紀いっぱいを要したとされる。

以前の検討より、蝶１～６については丸瓦部内面に吊り紐痕がみられることから古段階と考え、蝶１については古相を示すガーゼ状の布目痕がみられ、顔の表現なども未発達のため、最古の蝶紋と考えた。蝶２～６は向かって右を向く種類であり、翅の配置など共通点が多いため同じ一群としたが顔の形態で蝶２と３、蝶４～６の２群に分かれる。前者の顔は淡路の由良城や岡山城など17世紀の第一四半期頃の蝶紋と類似し、蝶２については、兵庫県宍粟市鹿沢城下町の出土品に同笵品があり、宍粟藩立藩に係わる池田輝澄期(1615～40)のものと考えられることから、同時期に使用されたと推定される。しかし、これら右向き蝶は明確な時期差をもって使い分けられていたとは考えられず、光政～光仲期にかけて築造された天球丸曲輪に使用された瓦の廃棄場となった瓦溜りには蝶１～６までが一定数みられるため、ほぼ同時期に併用されたと考えられる。また、正保元年(1644)までにその天球丸に築かれた三層櫓の焼失跡からは、瓦溜りにはなかった蝶７が最も多く出土することから、創建瓦であったと推定される。このことから蝶１～７は17世紀前半代には出揃った型と言える。

蝶７の出現は文様上の画期でもある。詳細の項でも述べたが、翅から離れた胸・腹部や長い口吻、４つの円形斑紋等は蝶６までとの共通点残すが、基本的な文様構成・配置は以降幕末まで続く型と同じであることからこれらの原型とも言える。蝶８～10をみると翅４が翅２の上に被るようになり、これは定型的な蝶紋の配置である。このように文様の型式変化を考えると、蝶８～10は７に後出する文様構成であり、17世紀後半代～石黒火事までの型となる。

ここまでの瓦の特徴として軟質焼成という点が挙げられる。色調としては黄褐色のものが多く、灰色なものはあるものの、黒光るような硬質な個体は無い。火事を経ているため二次的な被熱により変色した可能性もあるが、被熱し橙色化した個体は別途多数出土することからも、もともと軟質焼成であったと推定される。

(２)石黒火事後(18世紀代)

火事からの復興事業は長く続いた。本丸である中ノ丸(後の三ノ丸)の再建は３年後の享保８年(1723)であり、天守相当施設である二ノ丸三階櫓の再建は

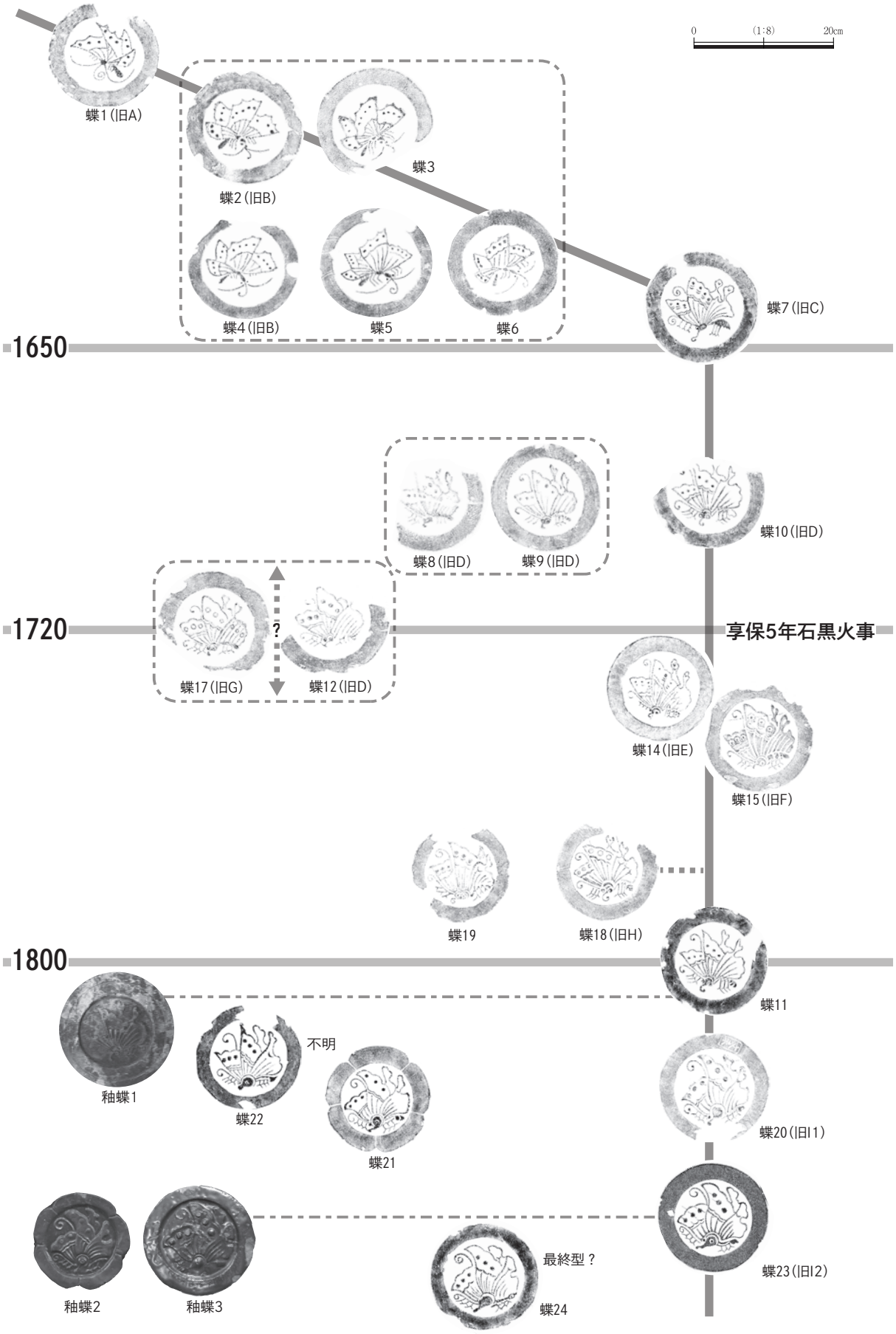
0
(1:8)
20cm
蝶1(旧A)
蝶2(旧B)
蝶3
蝶4(旧B)
蝶5
蝶6
蝶7(旧C)
1650
蝶8(旧D)
蝶9(旧D)
蝶10(旧D)
1720
享保5年石黒火事
蝶17(旧G)
?
蝶12(旧D)
蝶14(旧E)
蝶15(旧F)
蝶19
蝶18(旧H)
1800
蝶11
釉蝶1
蝶22
不明
蝶21
蝶20(旧I1)
釉蝶2
釉蝶3
最終型？
蝶24
蝶23(旧I2)

図８　蝶紋瓦変遷図

15年後の享保20年(1735)のことであった。

これまで、火事後の18世紀代と分かる瓦堆積層等の調査を行っていないなため、製作時期が19世紀代とわかる蝶20～24以外の瓦をこの段階に当て嵌めることとした。出土量をみると、蝶11・14・15・17(12も)・18にピークがある。その中で蝶11については、寛政四年(1792)の記銘瓦があるため、18世紀末の型というのが明らかである。また、蝶17と改笵後の蝶12については、石黒火事の火事場整理とみられる瓦堆積層付近に出土例がある。傾斜して堆積するこの層の直上には近代の城郭解体時の瓦堆積層が直接被り、取上げ時に混在もみられたため、以前の検討では除外して考えていたが、両者とも軟質焼成であることから火事前に遡る可能性もある。現時点では明確ではないためこの段階に留める。

となると、出土量で圧倒する蝶14と15が復興に併せて使用された瓦と推定される。両者とも火事前のものとは異なり、文様も潰れずはっきりと確認できるようになり、焼成は堅緻となる。黒みを帯びた色調には火襷がみられる個体が多く存在する。瓦の焼成技法に大きな変化があったとみられ、蝶18も同様である。蝶14と15を比較すると硬質化は後者に顕著であり、同時期の使用は明らかであるが、出現は前者が先となると想定される。いずれにしてもこの２型がメインとなり火事後～18世紀後葉にかけて多く生産され、やがて蝶11も現れる。蝶18は顔だけみると蝶11に似ている点もあることから同時期のものか。蝶19については、顔こそ独特であるが、翅１・２の反りや長短ある縦脈、翅４の縦脈先端の三日月斑紋など19世紀の文様との類似点が多いことから、その祖型或いは亜流となる存在であり、現時点で18世紀と19世紀のどちらのものか判断が付かない。

(３)19世紀代

19世紀の半ば頃になると城郭の再整備が進む。天保14年(1843)の火事で焼失した二ノ丸走櫓の再建に併せ御殿群や菱櫓が整備され、一時期ではあるが、本丸が三ノ丸より二ノ丸へ移ったのは嘉永２年(1849)のことであった。また、安政５年(1858)には籾蔵が曲輪ごと造られ、文久元年(1861)には本丸である三ノ丸が大拡張された。連続する工事により瓦の需要も高かったと考えられる。文政８年(1825)には幕府より瓦への葵紋の使用が認められたことにより、建物によっては蝶紋を使用しない場合もあるようであるが、出土数をみると中心は蝶紋である。

出土数をみると蝶20と23が圧倒的に多いことが分かる。前者には「文○」(○には干支、文化・文政年間の作製を現す)刻印を持つものが一定数みられ、後者には「天申」(天保年間寅年、天保７年(1836)を現す)の刻印や、嘉永期とみられる記銘瓦があるためそれぞれ19世紀前葉・中葉に主流であった型と言えよう。蝶24には「嘉寅」(嘉永年間の寅年、嘉永７年(1854)を現す)の刻印を持つものがある。刻印だけをみると蝶23に続く型にもみえるが、城内での出土は限定的であることから、主流ではない型と考えられる。蝶22は出土数が極めて少ないが、顔の形などからこの段階とした。

文様をみると、形骸化が進むことがわかる。翅１と２の翅頂付近は盛り上がりをみせ立体感は出ているものの前翅前縁の反りが顕著となり、顔がドーム状の円形となった上、これを囲う円線が現れたり、棒状の口吻など、蝶のイメージからはかけ離れたものへと変貌する。

釉瓦については、城内での出土は限られているが、燻瓦に紛れて点在する。18世紀後半から始まる国産焼物生産は、19世紀になると、藩の国産品奨励策の後押しを受けて盛んとなり因幡各地で焼物窯の開窯が相次ぐ。窯には石見の工人が呼ばれ、焼物とともに釉瓦が焼かれたことも分かっている。火事の多い地域であることから、耐火の面で釉瓦が積極的に取り入れられ、文政期の城下では既に一般化していたとされる。

釉蝶１をみるとその姿は明らかに蝶11であり、新規開窯が進んだ時期の笵であると推定される。釉蝶２は尾状突起下の三日月斑紋を欠くが、その姿は蝶23そのものである。釉蝶３は直接燻瓦に繋がる笵はないものの、19世紀の燻瓦にみられる諸特徴がみてとれる。しかし、いずれも見た目こそ同じではあるが、文様の位置や大きさが異なっていることから、別笵である。少数派である釉瓦と燻瓦との棲み分けはについては検討を要するものの、城内においては

両者が共存することがわかる。

（４）変遷

主流の瓦を中心として各笵を並べると図８のようになる。17世紀の前半代には蝶１～７は出揃っており、蝶２～６の右向き蝶群に遅れて出現した蝶７が主流となり、その後17世紀後半になり蝶７～10が使用され石黒火事を迎える。当初、飛び蝶であったものが、やがて止り蝶となり、鳥取城の蝶紋として、文様配置が整う。火事を境に笵が代わったとは言いきれず、蝶10が火事後に、蝶14が火事前に存在していてもおかしくはないが、火事後には蝶14が主流となり、蝶15も出現し、両者は復興に合せて城内で広く使用されたとみられる。18世紀の終り頃には古手の蝶10を踏み返したような蝶11が使用されるも、19世紀に入ると文様の形骸化が進み蝶20のような姿が主流となると、そのな流れのまま最終段階の蝶23へと繋がり、広範囲で使用される。同時期には釉瓦の蝶紋も併行して使用されており、具体的な使用方法については今後の検討が必要である。

また、蝶15・23・24については通常の軒丸瓦に加えて東館の瓦としても使用されている。独自の笵を用いるのではなく、流用し個別に切れ込みを入れるという手の掛る方法で製作している。釉蝶３についても同様で、大きく切込みを入れている。東館においても燻瓦と釉瓦は併用されているようであり、両者の関係については今後の検討を要する。

おわりに

江戸時代後期の鳥取藩士であった岡嶋正義は著書『藩邸考』の中で４つの軒丸瓦の拓本を載せて検討を行った。蝶３（２－３）中間とした個体については、池田長吉時代のものと考える城代澤百平の見解に対し、わざわざ姫路城の瓦を取り寄せ熟覧した上で、その妥当性を述べている。また、別途蝶３を載せた上で、先のものより、少し細やかな造りであるため、御国替の時の瓦ではないかとしている点である。一見同一にみえる両者を別のものとして捉えていることは驚きであり、年代比定については推測の域を出ないものの、その観察眼は現在の研究に通じるところがある。一方で出所不明の蝶７についてはその当時使用されているものとは大きく異なるという理由で、現在使用中の蝶20については比較の為という理由で拓本を載せている。規格が大き変わらない蝶紋瓦は、石黒火事を乗り越え再利用できるものについて再利用し、唯一焼け残った楯蔵については同じものが使用され続けたのではないかと考えていたが、火事前の瓦で最多を占める蝶７について、これだけ細やかな視点を持つ岡嶋でさえ正体不明としていることからも、火事前の瓦が近世後期まで継続利用されてはいなかったと考えられる。

今回は蝶紋のみの検討となったが、他種を含め総合的な変遷を追う必要があるため、次回改めて報告したい。

註

1　坂田邦彦2019「鳥取城の瓦」『鳥取城調査研究年報』第12号　鳥取市教育委員会

2　坂田邦彦2010「鳥取城瓦考」『鳥取城調査研究年報』第２号　鳥取市教育委員会

3　鳥取市教育委員会2020『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平発掘調査報告書Ⅴ』

4　岡嶋正義『藩邸考』天保年間に書かれた本書内には、瓦や箱類、服などのみられる蝶紋について、藩士であった本人が、直接見聞きした上で、その由来などについてや検討を行っている。本瓦については天保年間に松ノ丸の山裾より掘り出され、城代澤百平は池田長吉時代のものと考えてたが、後に正義自身が姫路城天守の瓦を熟覧した結果、間違いでもないと思うとした。

表１　掲載瓦詳細

番号	次数	出土地	層序	スキャン番号	面径	文様区径	点数	種類	東	刻印、備考
蝶1	8次	楯蔵跡	石段右壁下下位～中位	6(1)	15.7	10.8	47	軒丸		
蝶2	8次	楯蔵跡	石段左壁東側走櫓上部平坦部	41(1)	16.5	11.8	31	軒丸、鳥衾		
蝶3	4次	天球丸跡	瓦溜	327(1)	16.6	11.7	23	軒丸		
蝶2-3中間	4次	天球丸跡	瓦溜	327(60)			4	軒丸、鬼		
蝶4	8次	楯蔵跡	楯蔵跡北面石垣	8(1)	16.2	11.1	60	軒丸、鬼、鳥衾		
蝶5	8次	楯蔵跡	石段下位～前庭部	25(3)	15.6	10.7	22	軒丸		
蝶6	8次	楯蔵跡	石段下位	5(2)	15.6	10.6	76	軒丸、鬼、鳥衾		
蝶7	★	天球丸跡	A面石垣裏栗	1(12)	16.0	11.3	84	軒丸、鬼、鳥衾		
蝶8	5次	天球丸跡	焼失櫓跡	12(3)	15.5	11.0	5	軒丸		
蝶9	8次	楯蔵跡	石段前庭部～北面石垣前面	31(1)	15.5	11.0	22	軒丸、鬼		
蝶10	4次	天球丸跡	瓦溜	327(3)	15.7	11.4	12	軒丸		
蝶11	34次	中ノ御門跡	2区B4～5犬走上	415(1)	15.0	11.0	54	軒丸、鬼、鳥衾		
蝶12	8次	楯蔵跡	石段下位～中位	19(4)	15.9	11.0	7	軒丸		
蝶13	26次	中ノ御門跡	栗石がのる粘土層～幕末上面	21(2)	16.0	11.0	6	軒丸		
蝶14	26次	中ノ御門跡	下層瓦層	38(3)	15.2	10.5	83	軒丸、鬼、鳥衾		
蝶15	8次	楯蔵跡	石段東側走櫓平坦部	40(1)	15.3	11.4	117	軒丸、鬼、鳥衾	○	
蝶16	鳥取市歴史博物館所蔵				16.3	11.6	1	軒丸		
蝶17	12次	中ノ御門周辺	Tr3(拡張部)	10(1)	15.9	11.1	38	軒丸、鳥衾		
蝶18	表採			1(15)	14.8	10.6	28	軒丸		
蝶19	40次 6次 27次	大手登城路跡 太鼓御門跡 中ノ御門跡	掘り下げ中 A区石列上層 1区Tr1	129(3) 1(1) 55(3)	15.1	11.0	7	軒丸、鳥衾		
蝶20	2015池田家墓所		4T3層	3(2)	15.6	11.2	94	軒丸、鬼、鳥衾		「文子」「文丑」「文辰」「文巳」文巳「文未」「文未」「文申」
蝶21	鳥取市歴史博物館所蔵				15.2	10.1	4	軒丸、鳥衾	○	⊕
蝶22	41次	大手登城路跡	大溝(縦)溝底付近	242(1)	15.2	11.0	2	軒丸		
蝶23	40次	大手登城路跡	2区桝瓦層	185(2)	15.6	11.1	152	軒丸、鬼、鳥衾	○	「作」、天申、嘉永
蝶24	59次	二ノ丸下	瓦ハイキ層		15.3	11.4	4	軒丸、鬼	○	嘉寅
蝶25	鳥取市教育委員会所蔵(個人宅伝世品)			1(1)	15.6	11.5	1	軒丸		
釉蝶1	20次	籾蔵跡	Ⅲ区A4GSD15拡張区	158(1)			2	軒丸、鬼		
釉蝶2	鳥取県立博物館所蔵						2	鬼、鳥衾		
釉蝶3	鳥取市歴史博物館所蔵			不明6			3	鳥衾	○	

★2005石垣修理工事
※面径・文様区径は全体での平均値(㎝)を記載
※東：鳥取藩分地家である東館の瓦。蝶21のように軒丸瓦の側縁部に切込みを入れ、五弁とするもの。

寛延二年幕府国目付の来藩と鳥取城・米子城

大嶋陽一

はじめに

小稿で扱う「国目付」とは、江戸幕府が諸藩へ臨時的に派遣した監察役人のことで、使番と両番（小姓組・書院番）から二名選ばれ、幼少の藩主の襲封間もない大藩へ派遣された。国目付は数ヶ月間、藩地に滞在し、「家中分限帳」や「国絵図」などを提出させ、領内巡見を行ったりして藩の内情把握につとめたという（松尾美恵子「国目付」（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』四巻、吉川弘文館、一九八四））。

鳥取藩では、幼少で鳥取藩を継いだ初代藩主・池田光仲時代に十数回来藩しているほか、五代藩主重寛代の寛延二年（一七四九）、七代藩主斉邦代の寛政十年（一七九八）に来藩していることが知られる。

ここでは、鳥取藩に派遣された国目付のうち、とくに寛延二年の国目付に関して、鳥取藩伝来の鳥取藩政資料（鳥取県立博物館蔵）から鳥取城に関わる記録を翻刻、紹介する。また、国目付は米子城の視察も行っており、米子城に関する記録も多数掲載されているため、ここでは米子城についても取りあげたい。

一、寛延二年の国目付派遣

寛延二年の国目付は、延享四年（一七四七）に数え二歳で家督を相続した五代藩主・池田重寛に対し、国元の状況を監察するため幕府の書院番の新見又四郎（千六十石）と使番の榊原八兵衛（千二百石）が派遣された（『寛政重修諸家譜』）。鳥取県立博物館が所蔵する「鳥取藩政資料」において、国目付関係資料として唯一まとまっているのが寛延二年の国目付に関わるものである。その内容については、先行研究で若干紹介されているが（河手龍海『続・鳥取池田家の殿様』富士書店、一九九三）、鳥取城に関する内容は全く検討されていない。

まず、寛延二年の国目付の来藩について行程を確認しておきたい。国目付一行は、六月十一日に鳥取藩領内に入り、十二日鳥取城下に用意された旅宅に到着した。以降、同年十二月二日に鳥取城下を出発するまでのおよそ半年間、藩内各地の視察を行っている。七月十九日から二十四日までは、新見と榊原の両国目付によって因幡国内の視察が行われている。その後、二手に分かれ、榊原は八月五日から二十日まで伯耆国内を一人で視察し、うち八月十日から十七日まで米子城下に滞在し、八月十二日に米子城を監察している。一方、新見は、九月六日から十五日まで、当時、江戸幕府から預かっていた美作国内の幕領（預所）の視察を行った。藩内における滞在中の出来事は、鳥取藩政資料の「御国目付日記草案」が詳しい。本稿ではそのうち鳥取城と米子城に関係する箇所について【資料1】として翻刻紹介している。以下、項を改め鳥取城を中心に紹介することにしたい。

二、鳥取城の見分と問答集

当時、幼少の藩主は江戸におり、国目付対応は家老を中心に行われた。【資料1】によると、国目付派遣が決定されて間もない二月二十一日以降、複数回にわたり、家老をはじめとする藩の重臣らが鳥取城内の見分を行っている。そうしたなか、二月二十九日には、鳥取城および米子城の絵図面の制作を藩絵師牧野友珉に命じている。筆者は、別稿において、この寛延二年の国目付来藩時に制作され

たと推測される絵図について検討しているが（拙稿「鳥取城の管理と鳥取城絵図について」『鳥取城調査研究年報』第十五号、二〇二二年）、その際、作成理由を「巡見使」（将軍代替後の視察使派遣のこと）の来藩としてしまったが「国目付」の誤りである。ここに訂正したい。

さて、国目付の来藩に先立ち、鳥取城大手橋と城下・智頭橋の掛け替えが行われた。大手橋は五月六日に渡り初めが行われたが、大手外から普請奉行板倉左仲が、城内より城代藤井七左衛門がそれぞれ渡り、大手橋の中程で「御熨斗（金一封？）」を頂戴している。

国目付来藩後の六月二十五日、榊原と新見の両国目付は鳥取城の監察を行っているが、ここで少し詳しく様子を見てみたい。両国目付は、旅宅を出発し大手門より城内に入り、三ノ丸式台へ進み、書院に到着した。書院ではまず饗応が行われたが、その際、国目付は江戸から所持してきた将軍の「御朱印」を書院の床の間に飾った。これは国目付が将軍の代理であることを象徴する場面であった。三ノ丸の見分後、当時御殿が存在しない二ノ丸へ向い、三階櫓等を視察した。夏場ということもあり二ノ丸走櫓内で着替えを行ったのち、久松山の中坂を登って山頂の本丸に向かった。登山道の半ばに休憩所が設けられ、山頂の天守台には日よけの仮家が設置された。なお、この時、本丸の天守は元禄五年（一六九二）十一月の落雷で焼失し、その後再建されておらず、石垣を残すのみであった。見分後、同所の着見櫓で国目付に冷麦と提重など食事が饗された。山頂からの下りは水道谷を通り、南の御門から再度城内に入った。一連の視察終了後、北の御門から旅宅へ帰着した。鳥取城監察の最中、城内には家老以下藩の重役が待ち構え、城内各所に藩士たちが詰めて国目付の対応を行っていた。この時、大手門をはじめとする城門には幕番所が設置され、弓鎗などが飾り置かれた。また、三ノ丸御殿の各座敷の床の間には鉄砲や大筒など武器が飾られていた。国目付の城郭見分に際し、こうした武器飾りの記述が頻繁に見られ注目される。なお、飾り置かれた武器目録は、七月二日に両目付へ提出されている。

国目付の見分時、多数質問を受けているが、それに対する問答集が【資料2】「御国目付衆寛延二巳年被来候節御両国之諸事尋并御答書抜也」（鳥取藩政資料）である。本稿では、鳥取城と米子城に関する部分を抜粋し翻刻した。同書は、享和三年（一八〇三）の写しではあるが、鳥取城と米子城の郭や堀、櫓、石垣などの数量や大きさのほか、城付武器の総数まで細かく記されており、管見の限りこれほど詳細な情報が掲載される記録を見たことはなく、貴重なものと言えよう。なお、同書には鳥取城の天球丸の狭間に関するものがあり、城内には天球丸の七つの矢狭間（鉄炮狭間とする箇所もある）のほか存在しないという旨記されており、ほかに見られない内容である。

さて、八月十二日、国目付の榊原は米子城の見分をしている。米子城では城代で家老の荒尾近江、さらに荒尾志摩が出迎え、二ノ丸や天守などの視察を行っているが、ここでも天守櫓に武器飾りがなされていた。見分後、二ノ丸小書院で饗応が行われたが、小書院の床の間には雪舟筆の龍虎などが飾られていた。

米子城の見分を終えたのち、十月六日に鳥取城へ監察対応の礼として両国目付が揃って登城している。この時、三ノ丸書院の床の間に将軍の朱印が置かれた。ただし、城内で饗応はなく、国目付と鳥取藩家老らは揃ってうどんを食べている。この時も城門には武器飾りがなされていた。十月二十二日には、鳥取藩側が両目付を城内へ招請し饗応している。九ッ時（正午）に登城し、三ノ丸書院には豪勢な床飾りがなされ、同所で盃事が行われたのち、七ッ時（午後四時）に下城している。十一月十九日、両目付は暇乞いのため登城し、鳥取藩主が将軍から拝領した武器を見分している。

おわりに

本稿で紹介した寛延二年の国目付来藩時の記録、とくに鳥取城関係のものは筆写され流布していたことが確認される。例えば、これまで鳥取城研究の基礎資料のひとつとして利用されてきた「鳥取城郭大概」（藩政資料七一五一‐一）および「鳥取御城郭間数ノ覚」（藩政資料七一五一‐二）は、いずれも寛延二年の国目付来藩

時に藩側が回答した内容の写しである。両史料とも鳥取藩政資料に含まれてはいるが、もともとは旧藩士が所有していたものを明治時代以降鳥取藩史編さん事業の一環として筆写されたものである。両資料の原本・典拠は、本稿で翻刻・紹介した国目付関係資料であり、今後は本稿で紹介した資料を原典として検討を進めていくべきであろう。

翻刻凡例

・史料の解読にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「而」「之」は漢字を用いた。

③誤字、宛字等は下記の通りとした。

〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に()をもって正字を記し、意味が不明確な用字は(ママ)と右側に記した。

〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。ただし、それ以外のものは誤字に準じた。

④判読困難な場合は、その字数を□□□のように記入し、右側に(虫損)(欠損)(汚損)(判読不明)等と傍記した。

⑤史料の改行は原文とは一致しない。

⑥句読点は適宜付した。

⑦【資料2】については、鳥取城と米子城の内容がランダムに出てくるため、記述の前に筆者が便宜上【鳥取城】【米子城】と付し、いずれのものか判別しやすくした。

【資料1】「御国目付日記草案」寛延二年(一七四九)二月十四日～同十二月二日迄(鳥取藩政資料643)

(二月)廿一日

一御国目付旅宅絵図其外御用向之儀ニ付、今朝江戸江七日割仕立飛脚差出之

一御城為見分御家老共其外御役人登城

一左之御道具有来り之分書付差出候様御用人江申渡之

御弓　御鉄炮　御鎗　御武具

御馬具　玉火矢御筒

右御道具員数書付委細御用人手前ニ記之

一両御目付中旅宅、并御城廻り損シ候所御繕、大手之橋・智頭橋両所共掛ケ直し候様ニ板倉左仲江申渡之

一米子御城内大手廻り御繕、且又御宮、并慶安寺御修覆之儀是又申渡之

(二月)廿八日

一御城為見分今日御家老共其外御役人登城申事

(二月)廿九日

一左之通御絵図牧野友珉江被仰付旨御用人へ申渡之

御城絵図、但鳥取・米子共

御両国絵図、御城下絵図、但米子共

御宮絵図

(三月)十二日

一御城為見分御家老共其外御役人登城申事

(三月)十五日

一御本丸、并御天守為見分今日登山致ス、左之面々も罷出候事

小泉仁兵衛　武田又右衛門　藤井七左衛門

板倉左仲　富山二郎四郎　佐藤甚大夫

(三月)十九日

一御国目付中被参候付、御城廻り損シ候所計御繕、大手ノ橋、并智頭橋及大破候付、右弐ヶ所共掛直シ、其外所々御繕等被仰付旨、御普請奉行初夫々御役人共江申渡之

(三月)廿七日

一慶安寺門唯今迄無之候得共、御国目付中茂参詣可有之ニ付、此度御建被成候段、板倉左仲江申渡之事

五月二日

一今日御本丸・御天守・二ノ丸為見分登山申事

(五月)六日

一大手之橋此度御掛替致出来、今日吉辰ニ而、左之両人渡り初致ス、畢而於会所御吸物・御酒被下之

御城代　御普請奉行

藤井七左衛門　板倉左仲

但御城内ゟ七左衛門、大手外ゟ左仲御橋中程ニ而御熨斗頂戴之

(六月)九日

一左之通御家中へ相触之

具足・弓・鎗所持之分、其品書付、来ル十一日迄ニ可被指出候、

以上

六月九日

(六月)十三日

覚

一城見分之儀、来ル廿五日、廿七日之内其許勝手次第見分致度候、其節道筋盛砂人留之儀一切御無用候事

奉得其意候、御日限之儀ハ思召次第仕度奉存候

附町中罷通候節、商売常之通被申付可有之事

奉得其意候

(六月)廿五日

一今日、両御目付中御城見分登城、詰人左之通

天野図書　唯主水

右両人、太鼓之内

御用人　上ニ同　御軍鑑

前田要人　小泉仁兵衛　高坂武兵衛

御郡代　御舟手　御城代

武田又左衛門　吉田長三郎　藤井七左衛門

御普請奉行

板倉左仲

右之面々、御式台前栗石江罷出ル

荒尾近江　荒尾志摩　和田越前

鵜殿次郎太郎　乾上総　池田悦之丞

荒尾孫十郎

右者御式台薄縁江罷出、夫ゟ月番御書院迄案内仕ル

一御式台ゟ御書院迄年番之御使番、并御目付先立仕ル

一御式台御徒ノ詰所江御徒拾人相詰ル

一左之四間ニ御城番之御馬廻り拾人宛相詰ル

御鎗ノ間・御鉄炮間・御弓ノ間・御中ノ間

大寄合・組頭・物頭・御使番・寄合

右之面々四間ニ相詰ル

一左之面々、御本丸・二ノ御丸見分之節、先立相勤ル

八兵衛殿先立　又四郎殿先立

森佐左衛門　依藤孫兵衛

遠藤九郎三郎　伴九郎兵衛

一御本丸御門内江左之面々罷出ル

高坂武兵衛　藤井七左衛門

毛利孫左衛門　渡瀬　登

一御天守石台之下ニ左之面々罷出ル
乾上総　前田要人
一御旅宅ゟ御城御式台前迄旅宅詰之物頭、非番ゟ先乗り案内仕ル、尤御本丸・二ノ御丸共ニ案内仕ル
一御城御登山道中坂通り、御帰り道水道谷通り
右御山下柵門迄物頭案内仕ル、夫ゟ旅宅迄先乗り、左之面々相勤ル
八兵衛殿　又四郎殿
御使番　森佐左衛門　上ニ同　依藤孫兵衛
一帰道、南ノ御門内ニ入、北ノ御門出、被帰
一天球丸ノ下江左之両人罷在
下苅奉行　同目付
兼田利右衛門　別所半左衛門
一菱櫓ノ脇江御鉄炮奉行・御弓奉行罷在
一二ノ御丸御走り櫓ニ而、夏上下被着替
一御三階ノ前江武具奉行・馬具奉行罷在
一御三階外ニテ重迄見分有之
一仮目付非番之者壱人宛御城江罷出ル
一両御目付中登城之節、左之道筋大手御門ニ入、太鼓ノ御門外ニ而下乗
旅宅ゟ御堀端多田繁之助屋敷角ゟ御堀際通り
一右屋敷前掃除・水田子・箒指出之、先達而相触之
一御朱印ハ両御目付中用人御式台より御書院迄持参、御書院之御床ニ直ス
一御書院御床飾り左之通也
二幅対懸捨　御朱印台弐つ
刀掛ケ一腰かけ弐つ
腰屏風立御縁頬ノ敷居ノ脇ニ置
一御書院江座付、左之通出ル、志摩相伴
熨斗
御餅くわし　にしめ　御吸物　御酒
一肴二種
給仕通り番相勤ル
一御目付中之用人江御右筆部屋ニ而左之通被下之
御餅くわし　吸物　御酒　御肴二種
一中小姓江者御走り櫓ノ次ノ間ニ而右同様被下之
一徒江者前之御部屋次ノ間ニ而右同様被下之
一足軽以下ニハ右同所次ニ而むしり肴ニ而御酒被下候
一中坂ゟ御天守迄之間ニ休所一ヶ所被仰付
一御天守台ニ日かり屋被仰付、御茶・たはこ出ル
一御着見櫓へ被参、御熨斗出ル、引続左之通出ル
冷麦　御吸物　御酒　御肴
一此休御提重出ル
一重　玉子　二重　いりこ　いりふ
たい小くし　くじら半弁　ひじき
山ノいも　塩松たけ
にんしん
三重　宇治饅頭　四重　住よし餅　さころも
さつきもち　かんきく
名酒　枸杞酒
蝉羽酒
大塚休大夫遂披露
外ニ
御提重　切食　御吸物　かうの物　御肴　出ル
上総相伴
右給仕通イ番相勤
一両御目付中用人中小姓迄、左之通御門ノ上渡り櫓ニ而被遣候

冷麦　御吸物　御酒　御肴　切食
相伴御医師、通イ御掃除坊主
一徒ニハ鈴木甚五兵衛宅ニ而、右之通被下之、通イ足軽
一足軽以下ニハ仮小やかけ其所ニ而左之通被出
赤飯　にしめ　御酒　肴一種
一右万々相済、水道谷ゟ下城
一帰宅已後御家老、并御用人旅宅へ罷出ル
一両御目付中之家来留守へ相残り居申候者共へ、左之通被遣候
吸物　御酒　肴二種
一御城山道法之書付、左之通先達而両御目付中へ差出之
一城山内ゟ上り候場所、中坂通り此道法大手欄干橋ゟ本丸迄七丁五拾間御座候
一城外ゟ上り候場所水道通り、此道法土手橋ゟ本丸迄拾七丁三拾間御座候、以上
六月日
（中略）
（七月）二日
一両御目付中江左之通書付差出之
一去ル廿五日城御見分之節餝置候武器左之通ニ而御座候
一大手門内幕番所
弓　拾張
靱　拾穂
矢上剃共　百拾本
長柄　拾本
鉄炮　拾挺但玉目四匁三分早合百
一南ノ門内幕番所右同断
一北ノ門内幕番所右同断
一太鼓ノ門内幕番所右同断
一屋鋪玄関
大身番槍　五本
外ニ
長刀　弐振
十文字鎗　弐本
直鎗　弐本
小鎗　壱本
対鎗　三対
大鳥毛鎗　弐本
右者持鎗鎗掛ケに掛ケ置申候
一鎗ノ間床ニ大筒三挺
但玉目弐百目　壱挺
玉目百目　弐挺
長柄　四拾弐本
一鉄炮ノ間床ニ
鉄炮　弐拾挺但玉目四匁三分早合弐百
一弓ノ間床ニ
弓　弐拾張
靱　弐拾穂
矢上剃共　弐百弐拾本
小身ノ鎗　五本
一中ノ間
小身番鎗　五本
一中ノ間ゟ冠木門外大筒　拾七挺
玉目壱貫目筒　壱挺

玉目四百目筒　壱挺
玉目三百目筒　四挺
玉目弐百目筒　拾壱挺
一走り櫓
弓　拾張
靱　拾穂
矢上刺共　百拾本
持弓矢篭共　四肩
矢上刺共　九拾弐本
矢箱　弐荷
矢数　四百本
大身鎗　三拾弐本
小身鎗　拾五本
長柄　八拾四本
鉄炮　拾挺　玉目四匁三分
早合百
一本丸着見櫓
弓　拾張
靱　拾穂
矢上刺共　百拾本
大身鎗　拾本
鉄炮　拾挺　玉目四匁三分
早合百
弓合　八拾八張　但持弓共
靱合　八拾穂　外ニ矢篭四ッ
矢合　千三百七拾弐本
鎗合　四百弐拾本
長柄　三百三拾四本
大身鎗　四拾八本
小身鎗　弐拾五本
持鎗　拾三本
外ニ
長刀　弐張
鉄炮合　百挺　但大筒共
早合　八百
右之通ニ而御座候、以上
六月日

(八月)十二日《米子城見分》

一今日八兵衛殿御城為見分登城
一先乗柴山九郎兵衛相勤之
一御本丸四重櫓江近江・志摩罷出待請申事
一南御門内江左之面々為迎罷出
菅弥五左衛門　金万平右衛門　荒尾儀兵衛
小原太右衛門
一四重櫓之口江左之両人罷出
御天守道具奉行
加納五兵衛　沢九之平
一御本丸登山之節、先案内左之面々
御目付
鷲見権之丞　鹿野四郎兵衛　竹中三郎兵衛
一於御天守取熨斗出、夫ゟ水ノ手御門見分相済、又御天守江罷帰、武器餝り見分、
其節餼飩・吸物・御酒・肴二種出之、志摩相伴
一供廻りへも右ニ准シ出ル
一大塚休大夫義付添罷出

一二ノ丸見分ニ付為迎左之通罷出
表中ノ御門内江　近江中小姓　五人
式台前江　同給人　拾人
同所薄縁之上江　同家臣　三人
同所向之方江　米子組之面々
一下座莚江左之面々罷出
前田要人　武田又右衛門　小谷十左衛門　北村藤兵衛
一式台鏡板江近江為迎罷出志摩義も罷出
近江先立
一八兵衛殿小書院江被通
一御朱印、右同所床江八兵衛殿家来持参申事
一於小書院二汁七菜之料理差出之、志摩相伴、引菜、近江致之、通イ近江家来
一引続、椀盛、餅くわし、向煮染、砂糖、吸物、御酒、肴三種
一八兵衛殿家来江於大書院一汁五菜之料理差出之、大塚休大夫相伴、近習・中小姓へ一汁四菜、其外末々迄外茂出ル
一二丸座敷錺り左之通
小書院
上ノ床　御朱印台
掛物龍虎　雪舟筆　筒花生
書院床　伊勢物語筆架硯屏　飛鳥井殿筆
次ノ床
掛物七賢ノ図　探幽筆　卓香炉
鎖ノ間床
掛物二幅対　曽我宗与筆　置花入
大書院床
掛物三幅対　直信筆　香炉高台
式台上ノ間　武器
矢籠錺
持弓三肩　矢箱一荷
同次ノ間
弓拾肩　靱拾穂　両筒拾挺
大筒五挺　長柄百筋　数鎗弐拾筋
旗竿五本
一二丸中ノ門番所鉄炮拾挺足軽弐人相詰
一大手門、并表門番所共長柄錺置
一御城見分、并近江ゟ之饗応等相済下城之事
(十月)六日
一両御目付中今日五半時之供揃ニ而、御城江為御見廻登城
一右ニ付詰人等左之通
太鼓ノ御門内江罷出　香河飛騨　唯主水
前田要人　小泉仁兵衛　高坂武兵衛
武田又右衛門　吉田長三郎　藤井七左衛門
板倉左仲
此面々御式台前栗石江罷出
御家老　御着座
右之面々御式台薄縁江罷出月番之御家老御書院迄案内仕ル
一御式台ゟ御書院江年番之御使番、并御目付先立仕ル
一御式台御徒之詰所御徒拾人相詰ル
一御鎗ノ間床ニ大筒三挺錺置
一左之詰所ニ御城番之御馬廻り拾人宛相詰
御鎗ノ間・御鉄炮ノ間・御弓ノ間・中ノ間
一左之面々四間ニ相詰
大寄合・組頭・物頭・御使番・寄合組
一旅宅ゟ御城江之先乗、左之両人相勤

八兵衛殿先乗　平野主馬　又四郎殿先乗　坂田治大夫
一両御目付中江於御城饂飩・吸物・御酒出ル、周防相伴致ス
一道筋掃除・水田子・箒差出候様ニ相触之
一大手御門御番人差出候様ニ高木但見・宮脇守衛江申付之
一南ノ門・中ノ門・北ノ門銜り御道具指出之
一先払之押、并辻固メ足軽差出之
一帰宅以後為挨拶御家老、并御用人共罷越
一仮目付共非番ゟ御城江罷出ル
一両御目付中、今日之登城之訳ハ、当夏到着已後段々之御饗応・御馳走被仰付候
御礼也、御書院江被通候節、中座ニ而、御家老共江右御礼被申上、畢而御書院
江被通候、饂飩出候節、志摩・上総、并御用人共挨拶罷出、給仕通イ番也
一右ニ付、両御目付中用人両人、御朱印持罷出、御書院御床ニ台ヲ直し置也、右
両人江者御右筆部屋ニ而右同様ニ被下之、相伴大塚休大夫、通イ御掃除坊主

(十月)廿二日

一両御目付中、今日於御城御招請被成候ニ付、九時登城、七時下城
一左之面々先乗仕ル
八兵衛殿先乗　又四郎殿先乗
平野主馬　坂田治大夫
一都而詰人等、去ル六日登城之節之通
一何茂熨斗目麻上下着用
一左之面々御書院江之案内先立仕
御家老壱人　御使番壱人　御目付壱人
一御書院御銜左之通
書院床
左鷹
三幅対中養由　探幽筆
右鷹
御朱印台　二ッ
立花　二瓶
付書院
硯　忠峯
硯屏　唐銅
筆　子昂
筆架　唐銅牛
水入　唐銅兎
唐墨　六角
違棚
香炉　青炉
香合　南京
香箸
金地之盆載之
手鑑　壱帖
百人一首　公家衆寄合書
刀掛白木枠　但付書院下ノ角小屏風ヲ囲
小座敷
御朱印台　二居台載之
刀掛　白木枠
料紙硯箱　菊ノもやう
一今日盃事之内謡御無用可被成旨ニ付謡無之
一両御目付衆為御礼、太鼓御門辺ゟ被立帰候而、御式台ニ而被申置、御奏者両人
罷出
一仮目付共非番ゟ御目付江罷出
一両御目付中、御書院江被相通座付御熨斗出ル

(十一月)十九日

一両御目付中今日為御暇乞九時登城詰人左之通
香河飛騨　唯主水
右両人、太鼓ノ御門内江出ル
前田要人　小泉仁兵衛　高坂武兵衛
武田又右衛門　吉田長三郎　藤井七左衛門
板倉左仲
（中略）
一武器之見分ハ不被致候、併御家ニハ御拝領之武器有之由、両御目付中招致被致候付、拝見被致度旨、并御所持之武器も錺置候者、一覧被致度由、前廉大塚休大夫江被申聞候付、依之左之通錺置
御書院御床
左鶴
三幅対中布袋　三筆
右亀
生花　薄板
御朱印台　弐ッ
一御題目ノ脇壱間塀ノ所金屏風立
御召之御腹巻　一領
紫糸縅
弦綿噛　一領
紅糸縅
一御縁側、御書院床ノ脇江両御目付中之刀二腰掛、金屏風囲、其次ゟ左之通錺り
御貝　二羽　御太鼓　二面
御鉦　壱つ　御鐸　壱つ
御馬印　壱つ　小馬印　壱つ
三階笠　大鳥毛
一御書院三間杉戸ノ際ゟ
御吹貫　壱　御旗　三頭
まねきとも
御持弓　二張立　弐肩
御持筒　五挺　台共
御紋付
名作御鎗身　五本　箱入
一四間御縁側杉戸ノ際ゟ
猩々皮御羽織　六　但広ふた三ツ宛入
御縄　八　三ツ母衣絹懸ケ、二ツハ篭迄
右立物　鹿角・三剱・天突・半月・はれん・鍬形・十文字・桔梗形
右八ツノ立物、八ツノ縄ニ立置
小姓具足　拾領　箱ノ上ニ錺置
一四間御縁側御櫓出口御障子隙ゟ
御馬鎧・馬面共　三領
真紅厚房押掛　壱領
御鞍　弐拾三背　御鐙　拾弐足
御轡　拾懸　但御鞍類、中ノ間御縁側引曲りニ錺
一中ノ間・御弓ノ間御縁側通り下ノ曲り迄
御鞍・鐙等、上ノ御縁側置余りヲ杉戸ノ際ゟ錺
御数弓　拾張　靱ハ黒塗両御紋付台共
同　五張　靱黒ふさ御紋付台共
同　三張　白ふさ靱伊達門
御矢根　五重箱入品々、組一重ツヽならべ置
数根　一長持品々根入交
天狗筒　壱挺　狭間筒　弐挺
但壱箱何れも箱ふた取置

長筒　弐挺　種ケ嶋　壱挺
但壱箱　箱入
種ケ嶋　壱挺　同　五挺
箱入　壱箱
三才　拾挺　種ケ嶋ノ　早合
二箱入　箪笥入弐ツ
小筒ノ　早合
箪笥入弐ツ
種ケ嶋百五拾目ゟ拾匁マテ入交弐箱
小筒玉　弐箱　玉火矢　三挺箱共
番小筒　五拾挺　胴乱
五箱入　鉄炮袋　入交長持壱ツ
火縄口薬入等
五百目抱筒　一箱
一御式台中小姓詰所之御縁頬櫛形前御式台杉戸際迄
足軽具足　拾領　但長持上ニ錺
数鎗　三拾本　蒔菱　一箱
番刀　拾六腰入長持　海府　五挺
山刀大小　九枚　鎌　五枚
持楯　三枚　屏風楯　三枚
一両御目付中八時下城

【資料2】「御国目付衆寛延二巳年被来候節御両国之諸事尋并御答書抜也」（鳥取藩政資料647）

（表紙）
「享和三年
御国目付衆寛延二巳年被来候節
御両国之諸事尋并
御答書抜也
亥十月ニ写之置」

【鳥取城】

一城付武具・米穀・金銀有之哉と御尋之事
一具足　千弐百九拾領
一弓　弐百拾五張
一矢　壱万五千五百六拾八本
一矢ノ根　壱万四千三百五拾本
一鑓　六百六拾五本
一鉄炮　千四百四拾五挺
右者因幡鳥取城、享保五子ノ年四月
朔日火災之節、武具蔵共ニ
焼失仕、追々申付、当時有之武具之
分ニ而御座候
（中略）
一領分鉄炮数何程有之哉之御尋之事
一因幡国郷中鉄炮数弐百拾四挺
内弐百拾壱挺　おとし筒
三挺　猟師筒

（中略）
一城本丸廓廻り何堀幅何程櫓数何程有之哉
附二丸・三丸同断之御事
因幡鳥取城廓廻り丁数堀幅櫓数左之通御座候
一本丸廓廻り弐町五拾間
一二ノ丸廓廻り三町四拾間
一堀幅拾六間
一櫓数拾四ヶ所
内五ヶ所焼失以後未出来不仕候
一城大手惣廓廻り六町七間
一城間数幾間有之哉之御尋之事
天守平地竪四拾間・横拾七間・惣廻り壱百拾四間ニ、渡櫓門前平地竪十八間・横拾弐間・惣廻り六拾間、右之外一段下り平地竪拾五間・横七間半・惣廻り四拾六間、天守一段下り西方石台九間半・六間半・惣廻り三拾六間、総間数合弐百五拾壱間半
天球丸竪五拾四間・横三拾間・惣廻り八拾七間、但東北方山ニ而御座候、
本丸竪六拾間・横弐拾五間・惣廻り百三拾壱間、但北ノ方山ニ而御座候、
冠木門脇天球丸下空地竪三拾間・横拾四間、二丸竪七拾間・横四拾間・惣廻り弐百弐拾弐間、
大手惣廓廻り三百六拾六間、但東北之方山ニ而御座候、山下外廻九百間
本丸廓廻り四町拾壱間、但し天守、并下之段櫓とも、元禄五年申十一月十一日雷ニ而焼失仕候
天守石台間数拾壱間四方
東西之高サ壱丈弐尺
北之方弐丈五尺
西ノ方三丈壱尺五寸
下之段櫓跡石台間数
九間半・六間半・高サ八尺五寸三方共
同所着見櫓一ヶ所御座候間数
五間ニ三間・石垣高サ弐丈五尺
同渡櫓門壱ヶ所御座候間数
七間ニ弐間半・門柱内法九尺
下段表冠木門焼失仕未出来不仕候
裏冠木門同断
同所表門之内
空地長サ拾八間・横拾弐間
右下之段空地長サ拾五間・横七間半
天球丸廓廻り壱町弐拾七間
但三階之矢倉、并渡櫓門とも享保五子年四月朔日焼失仕、未出来不仕候
二丸廓廻り弐町拾壱間
但菱櫓渡門とも、右子ノ年焼失仕、未出来不仕候
菱櫓跡石台間数
拾七間・弐間弐尺　高サ三丈八尺
渡櫓跡石台間数
七間半ニ弐間弐尺　高サ壱丈弐尺
同所走櫓壱ヶ所、右子ノ年焼失仕、已後建申候
間数三間ニ四間　石垣高サ弐丈八尺
同三階右同断
上ノ重　四間四方
中ノ重　六間四方
下ノ重　八間四方
三階惣高サ土台より三棟まて四丈五尺、石垣高サ西北之方三丈壱尺、南東之方七尺
同所北之方登り塀下石垣高サ壱丈八尺

同所渡櫓門右子ノ年焼失後未出来不仕候
石台間数拾間ニ弐間　高サ壱丈弐尺
同所渡櫓門之下冠木門
右子ノ年焼失後建申候
間数長サ五間　門柱内法壱丈
右冠木門脇天球丸下空地
右折廻り石垣高サ弐丈四尺
右同所楯蔵壱ヶ所子ノ年火事残申候
間数弐間梁折廻り七間
二丸廓廻り三町四拾弐間　但走櫓壱ヶ所子ノ年焼失後建申候
間数四間梁拾四間　石垣高サ五尺
同所表冠木門
右同断　長サ三間弐尺
同所坂ノ下門
右同断　長サ弐間半
同所南方石垣高サ壱丈
同所冠木門外渡太鼓御門
右同断弐間半梁拾弐間　石垣高サ壱丈
渡櫓南ノ門　右同断
弐間半梁五間　門幅三間五尺
石垣高七尺五寸　升形七間ニ六間半
升形外冠木門　右同断
長サ三間
兵庫櫓　右同断
四間梁拾弐間・折廻り弐間・石垣高六尺五寸
大手渡櫓門　右同断
弐間弐尺　梁五間　門幅四間
右各石垣高壱丈　升形八間弐尺ニ六間
升形外冠木門　右同断
幅四間　左右石垣高サ壱丈
北ノ冠木門　右同断
門幅三間半　左右石垣高サ壱丈
堀幅三方ともニ拾六間
大手橋幅三間・長拾九間半　右同断
北之門橋弐間ニ弐間半　右同断
大手惣廓廻り六町六間　但東北之方山ニ而御座候
山下外惣廓廻り拾五町　但し東北之方山ニ而御座候
右之通ニ御座候
（中略）
一鳥取之城者平山歟、只ノ山城歟、大手何向ニ而候哉御尋之事
但し米子も右同断
一鳥取之城者、山城ニ而御座候、大手ハ丑より申ニ向申候
一米子之城も同断、大手者寅卯ノ間ニ向居申候
右之通御座候
一本丸櫓三ッと相見申候、二ノ丸櫓数五ヶ所と相見申候、弥左様ニ候哉と御尋之事
一本丸櫓絵図之通三ッニ而御座候
一二ノ丸櫓絵図の通り五ッニ御座候
一天球丸と申者如何成訳ニ候哉
但し、此丸者櫓無之候、附り此丸ニ計矢狭間七ッ有之訳如何、惣而城に狭間無之ニも訳も有之哉と御尋之事
天球丸者、天球院与申候而、池田輝政之妹、山崎左馬允家盛之室、夫婦不相睦、依之別居仕、池田備中守此地を拝領、於是当城を築城、其南地ノ一廓、天球院居住三重之櫓御座候得共、子ノ年焼失以後出来不仕候、右天球丸ニ矢狭間七ッ有之訳、惣而当城ニ矢狭間無之訳相知不申候

一三重櫓之外者、皆何重にて候哉、此三重櫓者本丸より何之方ニ当り候哉と御尋之事

一城絵図之通、二ノ丸弐重櫓御座候得とも、子ノ焼失（享保五年石黒火事）以後未出来不仕候、其外者一重ニ而御座候

一三重櫓者本丸丑より甲ニ向居申候

【鳥取城・米子城】

一当城中江有之候鉄炮玉目委細書出し可申との御事、米子茂同断

鳥取城中有之分

一大筒五拾壱挺　玉目百目筒より壱貫目筒迄

一種子嶋三拾挺　玉目拾目筒より三拾目筒迄

一番筒千三百六拾四挺　玉目不残四匁三分筒也

合千四百四拾五挺

米子城中有之分

一大筒拾三挺　玉目百目より三百目筒迄

一種子嶋弐拾四挺　玉目六匁より三拾目筒迄

一番筒五百三拾挺　玉目不残四匁三分筒也

（朱書）「合六百六拾七挺」

【鳥取城】

一当城堀幅者御者御答書ニ先達而出申候、深サ長サ書出し可申との御事

一堀長サ三町五拾間・深サ大手橋之辺ニて石垣上より水底まて六尺程御座候、上下ニ而者浅深御座候

一家中所持之弓数ハ候得とも、矢之数無之候

書出し可申との御事

一家中所持之矢之数、左之通御座候

五万千五百七本

（中略）

【米子城】

一米子城堀深サ長サ之事

堀長サ南の入口より西之入口之破戸迄拾町弐拾三間・深サ大手の橋辺壱丈五尺、其外浅深御座候

【鳥取城】

一鳥取城廻り冠木門間数之事

左之通御座候

一二ノ丸冠木門横六尺五寸

一屋敷玄関前冠木門横七尺五寸

一坂下門横六尺六寸

一大手升形冠木門長サ四間弐尺・横九尺五寸

一南の升形冠木門横八尺五寸

一北の冠木門長サ三間四方・横八尺

一裏判所城南の門河岸通りニ付有之候

一町会所本町壱丁目ニ有之候

一鳥取町数四拾八町之外之横町拾四町御座候、裏町ハ無御座候

（中略）

【米子城】

一米子城表向者寅ノ方ニ向申候

一同所城廻り冠木門間数左之通り御座候

一本丸表冠木門横壱丈八寸

一同裏之手冠木門横壱間壱尺

一堂裏冠木門横壱間弐尺弐寸

一二ノ丸表冠木門横六尺

一深浦出口冠木門横五尺四寸

一出丸冠木門横壱丈壱尺五寸

一同所二ノ丸建□（虫損）左之通ニ御座候

一九百□（虫損）□□坪

一同所大手橋幅弐間半
一同所土蔵数三ツ左之通御座候
本丸之内　壱ヶ所
出丸之内　壱ヶ所
同所　壱ヶ所
一同所井手数弐拾壱ヶ所
右之通り御座候
一城付武具・米穀・金銀有之哉ニ御座候御尋之事
一胴丸六拾三　但し皮包　一弓　三拾張
一矢千九百五拾本　一矢之根　千九百五拾本
一鉄炮六百六拾七挺　但し大筒共
右之通米子城付ニ而御座候
伯耆国米子城付米穀・金銀先規ゟ無御座候
（中略）
一城本丸郭廻り何町・堀幅何程・櫓数何程有之哉、御尋之事
一本丸郭廻り弐町五拾弐間
一天守五重　但し石垣高サ四方とも壱丈九尺
下ノ重　拾間ニ八間　弐重目　拾間ニ八間
三ノ重　七間ニ六間　四重目　三間ニ弐間半
五ノ重　三間ニ弐間半
惣高サ上棟ゟ土台とも六尺九寸
一同所四重櫓　但し石垣高サ四方共三丈五尺
下ノ重　七間弐尺ニ六間　三重目　弐間四方
弐ノ重　右同断　四重目　右同断
惣高サ上棟より土台迄五丈五尺
一同所冠木門　長サ四間半
一同所多門櫓　同□（ニカ）間ニ四間
一同所鉄櫓門　同弐間半ニ六間
一同所冠木門　同弐間
一同所続門　同弐間半ニ五間
一同所弐重櫓　但し石垣高サ弐丈弐重
とも、弐間ニ弐間半
一同所続多門櫓　但し石垣高サ弐丈弐重長
弐間拾三間
一同所続弐重櫓　但し石垣高サ弐丈弐重
とも二弐間ニ弐間半
一同所続櫓門　但し右同断
一同所続弐重櫓　但し右同断
一同所続多聞櫓　但シ石垣高　角所ニ而ハ　弐間ニ三間
弐丈三尺
一同所冠木門　長サ弐間半
一同所弐重櫓　但し石垣高三丈五尺二重
とも弐間半ニ三間
一同所続多門櫓　但し石垣高三丈五尺
同四間ニ五間
一同所裏冠木門　長サ
矢倉数　拾ヶ所
門数　六ヶ所
一二ノ丸郭廻り　壱町四拾六間
石垣高サ東方弐重之櫓石垣ゟ北之方
櫓門迄壱丈三尺南西ハ山也
一表冠木　長サ弐間
一二重櫓　三間弐尺ニ五間五尺
一二重多門櫓　三間壱尺ニ九間半

一裏櫓門　弐間半ニ六間
一三ノ丸大手惣郭廻り拾弐町三拾九間半
一大手櫓門　弐間半五間半
一大手橋　長サ四間
一堀幅　南ノ角ゟ東方十七間、北角三拾間、東南
　弐拾壱間、大手方拾六間半、裏門方拾五間半
一裏櫓門　弐間半ニ五間
一同所橋　長サ三間
一鈴櫓門　弐間ニ五間
一本丸・二ノ丸之間長屋　弐間ニ九間
一深浦冠木門　長弐間
一同所弐重櫓　弐間ニ三間
一出丸惣郭廻り　弐町三拾六間藩
　下段東方石垣高九尺
　但し西方壱丈三段、東方壱尺
　北方壱丈五尺、西方壱丈弐尺
一同所冠木門　長三間
一二重櫓　三間半ニ三間
一惣矢倉　三間半ニ三間
一惣門数　拾四ヶ所
一米子城間数幾間有之哉与御尋之事
　本丸間数
　東平四拾三間　南平拾四間
　西平六拾九間　北平四拾六間
一二ノ丸間数　東ノ山ゟ北ノ山際迄押廻し百六間
一三ノ丸間数　南ノ方ゟ東ノ角迄百五拾九間
　東ノ角ゟ北ノ角迄三百八拾四間半
　北ノ角ゟ西ノ方まで弐百拾六間
　惣間数合七百五拾九間半
　右之通ニ御座候
（中略）
一侍屋敷数何程、并町屋敷何拾町有之哉と御尋之事
　一米子侍屋敷　八拾五軒
　内拾九軒　明屋敷
　一米子町家数千弐百三拾八軒
　一町数拾八町
　右之通御座候
（中略）
一手米之囲米何程城内ニ差置候哉与御尋之事
　囲米五千俵伯耆国米子城内之蔵ニ詰置申候、但毎年初秋詰替申候
　一米子城中侍屋敷ハ無御座候
　一米子三ノ丸建坪左之通ニ御座候
　弐百六拾五坪弐分半

【鳥取城】

一鳥取本丸・二丸・三丸郭廻り何程有之哉、被成御聞度との御事
　附矢狭間・鉄炮狭間何程有之哉との御事
　一本丸郭廻り四町拾壱間御座候
　一二ノ丸郭廻り弐丁拾壱間御座候
　一三ノ丸者無御座候
　一城内住居之家敷外廻り四拾弐間御座候
　一大手惣郭廻り六町七間御座候
　一矢狭間無御座候、鉄炮狭間天球丸ニ七ッ御座候
一城惣門数、并土蔵数、并井戸数何程有之哉との御事
　城門数拾五御座候

内

一櫓門七ッ　右之内三ッハ未出来不仕候

一冠木門八ッ　右之内弐ッハ未出来不仕候

一城内土蔵数十三御座候

一同所井戸数七ッ御座候

一城付、城内外指置候、惣鉄炮玉目、且又大筒玉目何程ツヽニ候哉之事

一城付鉄炮無御座候

一城内之外左之通番所ニ差置申候

浦富番所　鉄炮三挺　但し玉目四匁三分

加路番所　同三挺　同断

泊り番所　同三挺　同断

赤崎番所　同三挺　同断

米子川口番所　同三挺　同断

浜目番所　同三挺　同断

（中略）

一居城建坪何程有之哉の御事

一天守、元禄五申年十二月雷火ニ而焼失仕候

一本丸着見櫓建坪拾五坪

一渡櫓門建坪十七坪半

右之通焼残り申候、其外建坪無御座候

一二ノ丸、享保五子年四月朔日焼失仕候

一同所三階櫓此建坪六拾四坪

一同所走り櫓建坪五拾弐坪

右之分焼失以後立申候、其外建坪当時無御座候

一三ノ丸無御座候

一城内住居之屋敷建坪七百拾九坪

一走り櫓建坪五拾六坪

一太鼓渡櫓門建坪三拾坪

一南渡櫓門建坪拾弐坪半

一大手中之渡櫓門建坪拾壱坪余

一城内侍屋敷五ヶ所明キ地

一城下役所左之通無御座候

勘定所　在役所　裏判所

右三ヶ所、壱ヶ所ニ建、夫々ニ相分居申候

一会所壱ヶ所

一町会所壱ヶ所

一伯州米子ニ町会所壱ヶ所

右之通御座候

一足軽弓鉄炮毎年七月見分仕候

一家中馬数弐百疋御座候

右知行三百石ゟ馬所持仕候、四百九拾石まて飼料遣し申候

一権現様御勧請遷宮慶安三庚寅年九月十六日

権現様御宮

右者鳥取城下

御宮別当天台宗慈雲院と申、則同所ニ罷在候

大猷院様

厳有院様

常憲院様

右御位牌慈雲院様江安置御座候、尤御霊屋者無御座候

台徳院様

文照院様

有章院様

右御位牌鳥取城下浄土宗慶安寺安置御座候、尤御霊屋ハ無御座候

（後略）

執 筆 者

【報告１】

鳥取城の蝶紋瓦

坂 田 邦 彦 （鳥取市教育委員会文化財課文化財専門員）

【報告２】

寛延二年幕府国目付の来藩と鳥取城・米子城

大 嶋 陽 一 （鳥取県立博物館学芸員）

鳥取城調査研究年報
第16号

発　行　令和５年(2023)３月31日

編　集　鳥取市教育委員会文化財課
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地
電話(0857)30-8421

印　刷　綜合印刷出版株式会社
〒680-0022 鳥取県鳥取市西町１丁目215
電話(0857)23-0031